

(証券コード 9509)

平成28年6月3日

株 主 各 位

札幌市中央区大通東1丁目2番地

北海道電力株式会社

取締役会長 佐藤佳孝

第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第92回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席におさしつかえの場合は、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご高覧くださいます。以下のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

【書面による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使】

5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに各議案に対する賛否をご入力ください。

◎重複行使の取り扱い

電磁的方法で複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効なものとし、議決権行使書面による方法と電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使を有効なものいたします。

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時

（ 受付開始時刻は午前8時30分を予定しております。
開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早目のご来場をお願い申し上げます。 ）

2. 場 所 札幌市中央区大通西8丁目1番地
東京ドームホテル札幌 地下2階ピアリッジホール

3. 会議の目的事項

報告事項 平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役14名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件

<株主提案（第5号議案から第10号議案まで）>

- 第5号議案 定款一部変更の件（1）
- 第6号議案 定款一部変更の件（2）
- 第7号議案 定款一部変更の件（3）
- 第8号議案 定款一部変更の件（4）
- 第9号議案 定款一部変更の件（5）
- 第10号議案 定款一部変更の件（6）

上記各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」に記載してあります。

4. 招集にあたっての決定事項等

(1) 代理人による議決権の行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名に委任することにより可能となります。この場合、委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(2) 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日前3日までに、議決権の不統一行使を行う旨及びその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

〔 招集ご通知に添付すべき事業報告、連結計算書類及び計算書類並びにこれらの監査報告書謄本は、別添の「平成27年度報告書」のとおりであります。 〕

~~~~~  
◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hepco.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 議決権行使のご案内

6頁から33頁に記載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

### 株主総会にご出席いただける場合

#### 1 ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

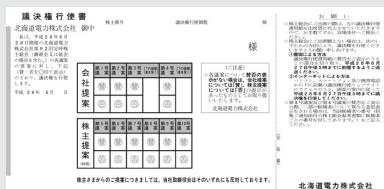
また、第92回定時株主総会招集ご通知（本書）及び別添の「平成27年度報告書」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会 平成28年6月28日（火曜日）午前10時開催**  
**開催日時**（受付開始予定時刻 午前8時30分）

当日は、省エネルギーのため会場の冷房を控え目にさせていただく予定です。株主のみなさまにおかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。また、当社役員及び係員につきましては軽装（クールビズ）とさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

### 株主総会にご出席いただけない場合

#### 2 郵送



議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

（同封の「記載面保護シール」をご利用ください。）

**行使期限 平成28年6月27日（月曜日）午後5時到着分まで**

#### 3 インターネット



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.it-soukai.com/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください

**行使期限 平成28年6月27日（月曜日）午後5時まで**



## インターネットによる議決権行使のお手続きについて

議決権をインターネットにより行使される場合は、パソコン、スマートフォン及び携帯電話等のインターネット接続機器から、当社の指定する**議決権行使ウェブサイト**にアクセスしてください。

なお、バーコード読取機能付のインターネット接続機器を利用して右下の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

議決権行使ウェブサイト

<http://www.it-soukai.com/>



### インターネットによる議決権行使の具体的方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス
- 2 招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の「**議決権行使コード**」及び「**パスワード**」を入力し、「**ログイン**」ボタンを押してください。  
なお、初回ログインの際にパスワードをご変更いただきます。
- 3 ログイン後、画面上部の「**ご投票**」ボタンを押し、案内に従って議決権を行使してください。  
なお、「1. **議案別賛否投票**」又は「2. **会社提案に対し一括賛成投票**」のいずれかのボタンから議決権を行使することが可能です。

#### 【ご注意】

\*初回ログインの際に変更したパスワードについては、大切に保管してください。

\*パスワードは、一定回数以上間違えるとご利用できなくなります。この場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

なお、パスワードのお電話等によるご照会には一切お答えできません。

\*インターネットに関する費用（プロバイダー接続料、通信料等）は、株主さまのご負担となります。

\*「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

#### 【ご利用環境】

インターネットのご利用環境によっては、パソコン、スマートフォン及び携帯電話等による議決権行使ができない場合もございますので、ご了承ください。

システム等に  
関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524 受付時間 9:00~21:00（土日休日を除く）

### 機関投資家のみなさまへ

当社株主総会における議決権行使の方法として、(株)ICJが運営する「**機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム**」をご利用いただけます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

第1号議案から第4号議案までは、会社提案によるものであります。

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社の利益配分につきましては、安定配当の維持を基本に、中長期的な経営環境や収支状況等を総合的に勘案して決定することとしております。

普通株式の配当につきましては、当社は泊発電所の全基停止以降、厳しい収支状況が継続したことから、これまで3期連続で無配とさせていただきました。

当年度につきましては、全社をあげた経営効率化の取り組み等により、一定の経常利益を確保することができたことから、復配が可能と判断いたしました。普通株式の期末配当金については、毀損した純資産の回復を図る必要があること等を踏まえ、1株につき5円とさせていただきたいと存じます。

なお、A種優先株式の配当については、定款の定めに従い実施させていただきたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

|               |                |
|---------------|----------------|
| 当社普通株式1株につき   | 金5円            |
| 総額            | 1,027,681,505円 |
| 当社A種優先株式1株につき | 金7,781,358円    |
| 総額            | 3,657,238,260円 |
| 合計総額          | 4,684,919,765円 |

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次により改めたいと存じます。

### 1. 変更の理由

株主総会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会の招集及び議長に関わる現行定款第13条（株主総会の招集）、第14条（株主総会の議長）、第18条の2（種類株主総会）及び第29条（会長）について所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3章 株主総会<br><br>(株主総会の招集)<br>第13条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるときに、 <u>社長が</u> 、取締役会決議に基づきこれを招集する。<br>2 <u>社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。<br><br>(株主総会の議長)<br>第14条 株主総会の議長は、 <u>社長が</u> これに任ずる。<br>2 <u>社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 | 第3章 株主総会<br><br>(株主総会の招集)<br>第13条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるときに、 <u>会長又は社長が</u> 、取締役会決議に基づきこれを招集する。<br>2 <u>会長及び社長</u> のいずれにも事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。<br><br>(株主総会の議長)<br>第14条 株主総会の議長は、 <u>会長又は社長が</u> これに任ずる。<br>2 <u>会長及び社長</u> のいずれにも事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(種類株主総会)</p> <p>第18条の2 種類株主総会は必要があるときに、<u>社長</u>が、取締役会決議に基づきこれを招集する。</p> <p>2 }<br/> 3 } (条文省略)<br/> 4 }<br/> 5 }</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(会 長)</p> <p>第29条 取締役会は、その決議によって会長1名を選定することができる。</p> <p>2 会長は本会社を代表し、取締役会の決議に基づき、本会社の業務を総理する。</p> <p>3 会長を選定した場合には、社長は会長を補佐し、本会社の業務執行を統括する。この場合には、<u>第13条、第14条、第18条の2、第22条及び第23条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</u></p> | <p>(種類株主総会)</p> <p>第18条の2 種類株主総会は必要があるときに、<u>会長又は社長</u>が、取締役会決議に基づきこれを招集する。</p> <p>2 }<br/> 3 } (現行どおり)<br/> 4 }<br/> 5 }</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(会 長)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 会長を選定した場合には、社長は会長を補佐し、本会社の業務執行を統括する。この場合には、第22条及び第23条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</p> |

### 第3号議案 取締役14名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は以下のとおりであります。

なお、各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(五十音順)

|    |          |         |    |                  |         |
|----|----------|---------|----|------------------|---------|
| 1. | いし<br>くろ | もと<br>い | 新任 | 所有する当社<br>普通株式の数 | 4,600 株 |
|----|----------|---------|----|------------------|---------|

#### 略歴、地位及び担当

昭和56年 4月 当社入社  
平成19年 6月 当社法務・企業行動室長  
平成22年 6月 当社室蘭支店長  
平成25年 7月 当社理事 秘書室長  
平成26年 7月 当社執行役員 秘書室長  
平成27年 7月 当社上席執行役員 秘書室長  
現在にいたる。

#### 取締役候補者とした理由

石黒 基氏は、主に法務部門、秘書部門での業務経験を有しています。法務・企業行動室長、室蘭支店長を務めたほか、秘書室長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか、取締役として必要な人格、識見、能力を備えていると判断することから、取締役への選任をお願いするものです。

## 2. 市川茂樹 (昭和22年7月1日生)

新任

社外取締役  
候補者

独立役員  
候補者

所有する当社  
普通株式の数

4,400 株

### 略歴、地位及び担当

- 昭和49年4月 弁護士登録・札幌弁護士会入会  
現在にいたる。
- 平成24年6月 当社監査役  
現在にいたる。

### 重要な兼職の状況

弁護士

### 社外取締役候補者とした理由

市川茂樹氏は、弁護士としての実務経験を踏まえ、平成24年より社外監査役として独立かつ客観的な立場から適切な意見をいただいています。社外取締役を増員するにあたり、これまでの監査役としての実績及び経験を踏まえ、社外取締役として適任と判断することから、選任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしています。

- (注) 1. 市川茂樹氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年となります。
2. 市川茂樹氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

3. <sup>うお</sup>魚 <sup>ずみ</sup>住 <sup>げん</sup>元 (昭和34年2月22日生) 新任

所有する当社  
普通株式の数 5,800 株

**略歴、地位及び担当**

昭和58年4月 当社入社  
平成21年4月 当社原子力部原子燃料統括室長  
平成24年6月 当社広報部長  
平成25年7月 当社理事 広報部長  
平成26年7月 当社執行役員 広報部長  
平成27年7月 当社上席執行役員 広報部長  
現在にいたる。

**取締役候補者とした理由**

魚住 元氏は、主に原子力部門での業務経験を有しています。広報部長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか、取締役として必要な人格、識見、能力を備えていると判断することから、取締役への選任をお願いするものです。

4. <sup>うじ</sup>氏 <sup>いえ</sup>家 <sup>かず</sup>和 <sup>ひこ</sup>彦 (昭和34年8月18日生) 新任

所有する当社  
普通株式の数 4,300 株

**略歴、地位及び担当**

昭和57年4月 当社入社  
平成22年7月 当社小樽支店長  
平成24年6月 当社企画部長  
平成25年7月 当社理事 企画部長  
平成26年7月 当社執行役員 企画部長  
平成27年7月 当社上席執行役員 企画部長  
現在にいたる。

**取締役候補者とした理由**

氏家和彦氏は、主に企画部門での業務経験を有しています。小樽支店長、企画部長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか、取締役として必要な人格、識見、能力を備えていると判断することから、取締役への選任をお願いするものです。

5. おお大 い井 のり範 あき明  
(昭和31年9月23日生)

新任

所有する当社  
普通株式の数 5,300 株

**略歴、地位及び担当**

昭和54年 4 月 当社入社  
平成20年 6 月 当社泊発電所長  
平成20年 7 月 当社理事 泊発電所長  
平成23年 6 月 当社理事 火力部長，北海道パワーエンジニアリング株式会社兼務出向  
平成26年 6 月 当社退任  
平成26年 6 月 ほくでんエコエナジー株式会社 取締役社長  
平成27年 1 月 同 退任  
平成27年 1 月 当社上席執行役員 発電本部副本部長  
平成27年 7 月 当社上席執行役員 発電本部副本部長（原子力安全担当），原子力品質保証室担当  
現在にいたる。

**取締役候補者とした理由**

大井範明氏は，主に原子力部門での業務経験を有しています。泊発電所長，火力部長を務めたほか，ほくでんエコエナジー株式会社の社長を務めるなど，豊富な業務経験と実績があり，電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか，取締役として必要な人格，識見，能力を備えていると判断することから，取締役への選任をお願いするものです。

6. 阪井一郎 (昭和32年4月13日生)

再任

所有する当社  
普通株式の数 6,850 株

**略歴、地位及び担当**

昭和57年4月 当社入社  
平成23年6月 当社発電本部副本部長兼原子力部長  
平成23年7月 当社理事 発電本部副本部長兼原子力部長  
平成24年7月 当社理事 原子力部長  
平成25年6月 当社常務取締役 発電本部副本部長，泊原子力事務所長  
平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 発電本部副本部長，泊原子力事務所長  
現在にいたる。

**取締役候補者とした理由**

阪井一郎氏は、主に原子力部門での業務経験を有しています。平成25年に常務取締役に選任され、泊原子力事務所長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

**略歴、地位及び担当**

昭和56年4月 当社入社  
平成20年6月 当社原子力部長  
平成20年7月 当社理事 原子力部長  
平成21年3月 当社理事 発電本部副本部長兼原子力部長  
平成23年6月 当社常務取締役 発電本部長  
平成24年6月 当社取締役副社長 企画本部長，発電本部副本部長  
平成26年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員 企画本部長，発電本部副本部長  
平成27年6月 当社取締役副社長 副社長執行役員 企画本部長，発電本部副本部長，企画部・原子力部担当  
現在にいたる。

**取締役候補者とした理由**

酒井 修氏は、主に企画部門及び原子力部門での業務経験を有しています。平成23年に常務取締役に選任され、平成24年には副社長に就任し、企画本部長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

## 8. 佐々木 亮 子 (昭和21年7月6日生)

再任

社外取締役  
候補者

独立役員  
候補者

所有する当社  
普通株式の数 3,000 株

### 略歴、地位及び担当

昭和56年4月 株式会社調査開発センター入社  
平成4年6月 同 常務取締役  
平成7年7月 有限会社アールズセミナー取締役（代表者）  
現在にいたる。  
平成14年7月 北海道副知事  
平成15年5月 同 退任  
平成19年7月 北海道公安委員会委員長  
平成24年10月 同 退任  
平成25年6月 当社取締役  
現在にいたる。  
平成27年5月 株式会社アークス取締役（社外）  
現在にいたる。

### 重要な兼職の状況

有限会社アールズセミナー取締役（代表者）  
株式会社アークス取締役（社外）

### 社外取締役候補者とした理由

佐々木亮子氏は、平成25年より社外取締役を務めています。北海道副知事、北海道公安委員会委員長のほか、会社経営者としての豊富な経験を踏まえ、独立かつ客観的な立場から適切な意見をいただいております。再任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外取締役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしています。

- (注) 1. 佐々木亮子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって3年となります。
2. 佐々木亮子氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## 9. 佐藤佳孝 (昭和25年4月22日生)

再任

所有する当社  
普通株式の数 20,208 株

### 略歴、地位及び担当

昭和49年4月 当社入社  
平成18年6月 当社常務取締役  
平成19年6月 当社常務取締役 お客さま本部長  
平成20年3月 当社取締役社長 お客さま本部長  
平成21年6月 当社取締役社長  
平成24年3月 当社取締役会長  
現在にいたる。

### 取締役候補者とした理由

佐藤佳孝氏は、平成20年より社長として当社の経営にあたり、平成24年からは会長として変革期にある電気事業において多くの経営課題に的確に対応し、経営手腕を発揮しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

## 10. 相馬道広 (昭和32年2月7日生)

再任

所有する当社  
普通株式の数 6,200 株

### 略歴、地位及び担当

昭和54年4月 当社入社  
平成21年6月 当社営業部長  
平成22年7月 当社理事 営業部長  
平成25年6月 当社常務取締役 お客さま本部長  
平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 お客さま本部長、企画本部副本部長、環境室・営業部担当  
現在にいたる。

### 取締役候補者とした理由

相馬道広氏は、主に営業部門での業務経験を有しています。平成25年に常務取締役に選任され、お客さま本部長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

**略歴、地位及び担当**

昭和56年4月 当社入社  
平成17年3月 当社釧路統括電力センター所長  
平成18年6月 当社工務部次長  
平成19年6月 当社室蘭支店長  
平成22年6月 当社人事労務部長  
平成23年7月 当社理事 人事労務部長  
平成26年6月 当社上席執行役員 お客さま本部副本部長，ビジネスサポート本部副本部長  
平成26年9月 当社上席執行役員 お客さま本部副本部長，流通本部副本部長  
平成27年6月 当社取締役 常務執行役員 流通本部長，企画本部副本部長，お客さま本部副本部長  
平成28年4月 当社取締役 常務執行役員 流通本部長，企画本部副本部長，総合研究所・配電部・工務部・新エネルギー・再生可能エネルギー担当  
現在にいたる。

**取締役候補者とした理由**

藤井 裕氏は、主に工務部門での業務経験を有しています。平成27年に取締役に選任され、流通本部長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

12. <sup>ふる</sup>古 <sup>ごおり</sup>郡 <sup>ひろ</sup>宏 <sup>あき</sup>章 (昭和31年12月29日生)

再任

所有する当社  
普通株式の数 8,400 株

**略歴、地位及び担当**

昭和55年 4 月 当社入社  
平成21年 6 月 当社経理部長  
平成23年 6 月 当社岩見沢支店長  
平成23年 7 月 当社理事 岩見沢支店長  
平成26年 6 月 当社上席執行役員 企画本部副本部長，ビジネスサポート本部副本部長  
平成27年 6 月 当社取締役 常務執行役員 ビジネスサポート本部副本部長，広報部・経理部・資材部担当  
現在にいたる。

**取締役候補者とした理由**

古郡宏章氏は、主に経理部門での業務経験を有しています。平成27年に取締役を選任され、ビジネスサポート本部副本部長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

13. <sup>ま</sup>真 <sup>ゆみ</sup>弓 <sup>あき</sup>明 <sup>ひこ</sup>彦 (昭和29年5月7日生)

再任

所有する当社  
普通株式の数 15,808 株

**略歴、地位及び担当**

昭和54年 4 月 当社入社  
平成24年 6 月 当社常務取締役 流通本部長  
平成26年 1 月 当社取締役副社長 流通本部長  
平成26年 6 月 当社取締役副社長 副社長執行役員 流通本部長  
平成26年 9 月 当社取締役社長 社長執行役員 流通本部長  
平成27年 6 月 当社取締役社長 社長執行役員  
現在にいたる。

**取締役候補者とした理由**

真弓明彦氏は、平成26年より社長に就任し、変革期にある電気事業において多くの経営課題に的確に対応し、経営手腕を発揮しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

14. 森

もり

昌 弘

まさ

ひろ

(昭和32年8月25日生)

再任

所有する当社  
普通株式の数 9,802 株

### 略歴、地位及び担当

昭和55年4月 当社入社  
平成17年6月 当社苫小牧支店長  
平成19年6月 当社東京支社長  
平成20年6月 当社企画本部副本部長兼企画部長  
平成20年7月 当社理事 企画本部副本部長兼企画部長  
平成24年6月 当社常務取締役 ビジネスサポート本部副本部長  
平成26年6月 当社取締役 常務執行役員 ビジネスサポート本部副本部長  
平成27年6月 当社取締役 常務執行役員 考査担当・地域産業経済担当・コンプライアンス担当  
現在にいたる。

### 取締役候補者とした理由

森 昌弘氏は、主に企画部門での業務経験を有しています。平成24年に常務取締役に選任され、ビジネスサポート本部副本部長を務めたほか、地域産業経済担当を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績を踏まえ、再任をお願いするものです。

## 第4号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役本間公祐，阿部幹司，市川茂樹の3氏が任期満了となりますので，監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は以下のとおりであります。

なお，本議案につきましては，監査役会の同意を得ております。

また，各候補者と当社の間には，特別の利害関係はありません。

(五十音順)

1. <sup>あ</sup>阿 <sup>べ</sup>部 <sup>かん</sup>幹 <sup>じ</sup>司 (昭和31年11月22日生) 再任

所有する当社  
普通株式の数 8,602 株

### 略歴及び地位

昭和54年 4 月 当社入社  
平成20年 4 月 当社配電部長  
平成21年 7 月 当社理事 配電部長  
平成23年 6 月 当社常務取締役 お客さま本部副本部長  
平成24年 6 月 当社常務取締役 企画本部副本部長，お客さま本部副本部長  
平成25年 6 月 当社常任監査役  
現在にいたる。

### 監査役候補者とした理由

阿部幹司氏は，平成23年に常務取締役に就任し，お客さま本部副本部長を務めました。平成25年から，常任監査役に就任し，取締役の職務執行を監査しています。電気事業全般に精通しており，豊富な業務経験のほか，監査役（常勤）としての実績を踏まえ，再任をお願いするものです。

## 2. 瀬尾英生 (昭和33年4月14日生) 新任

所有する当社  
普通株式の数 0株

### 略歴及び地位

昭和57年4月 当社入社  
平成19年6月 当社事業推進部部长  
平成21年2月 北海道経済連合会出向  
平成27年1月 当社旭川支店長  
現在にいたる。

### 監査役候補者とした理由

瀬尾英生氏は、主に企画部門での業務経験を有しています。事業推進部部长、旭川支店長を務めるなど、豊富な業務経験と実績があり、電気事業全般に精通しています。こうした経験と実績のほか、監査役として必要な人格、識見、能力を備えていると判断することから、監査役への選任をお願いするものです。

## 3. 成田教子 (昭和26年4月11日生) 新任

社外監査役  
候補者 独立役員  
候補者

所有する当社  
普通株式の数 0株

### 略歴及び地位

昭和54年4月 弁護士登録・札幌弁護士会入会  
現在にいたる。  
平成26年12月 北海道労働委員会会長  
現在にいたる。

### 重要な兼職の状況

弁護士

### 社外監査役候補者とした理由

成田教子氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い識見を有しているほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、監査役として必要な人格、識見、能力を備えており、独立かつ客観的な立場から、当社の経営に適切な監査意見を表明していただくことができると判断することから、社外監査役として選任をお願いするものです。

同氏は、会社法に定める社外監査役の要件及び金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たしています。

(注) 1. 成田教子氏は、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

## ＜株主提案（第5号議案から第10号議案まで）＞

第5号議案から第10号議案までは、株主提案によるものであります。

なお、提案株主（60名）の議決権の数は、1,016個であります。

### 第5号議案 定款一部変更の件（1）

#### ▼議案の内容

〔第1章 総則〕第2条に以下の第2項を追加する。

2 本会社は、原子力発電事業を放射性物質の安全保管及び廃炉部門に移行する。

#### ▼提案の理由

本会社は2012年5月以来4年間、原子力発電無しで経営を続けることができた。2011.3の東電福島原発事故により、原発安全神話は嘘偽りであったことが明らかになった。原子力規制委員会委員長は、新規制基準に合格しても、安全であるとは言えないと明言している。万一、泊発電所が過酷事故を起こした時、北海道は人の住めない廃墟の地となり、本会社も存立できない事態に陥る。そのような道民の生存権を踏みにじる原発を稼働させることは倫理上許されない。

電力小売自由化により北電の顧客離れはさらに進むと思われ、昨今の電力需要動向の上からも、経営リスクの高い原発に依存する必要はなくなった。

翻って、既に生み出された使用済燃料等放射性物質の安全保管、及び原発廃炉に関するノウハウは、今後ますます社会的意義と需要を増すと思われる。以上の理由から、本会社の原子力事業を原発廃炉部門へ移行することを提案する。

#### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

泊発電所の使用済燃料等については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に従い適切に保管しており、将来の貯蔵対策についても検討を進めております。

また、泊発電所の廃止措置については、法令上の運転期間が満了するまでに十分な余裕があります。将来の廃止措置に向けては、安全確保を大前提として、地域社会のご理解をいただきながら取り進められるよう、原子力発電所を保有する電力会社間の共同研究に参画して知見を共有するなど、必要な取り組みを行っております。

当社では、泊発電所の長期停止に伴う代替供給力を確保するため、経年化が進んだ火力発電

所の高稼働を続けており、その計画外停止のリスクが高まっております。また、火力発電への依存が高まったことにより燃料費等が大幅に増加したことを受け、経営効率化や資本対策に加え、さまざまな収支改善策を講じましたが、これらの取り組みだけでは燃料費等の増加を吸収することができず、やむを得ず二度にわたる電気料金の値上げを実施しております。

燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有し、発電時にCO<sub>2</sub>を排出しない原子力は当社の重要な基幹電源として不可欠であり、安全性の確保を大前提として、泊発電所の一日も早い発電再開により、安定供給を確かなものとするとともに、競争が激化するなかでの価格競争力向上と収支の改善を図っていくことが必要です。

このため、当社では、泊発電所において、国の定めた新規規制基準に基づき、炉心損傷に至る重大事故を防止するために設備の多重化、多様化など安全対策の大幅な強化を実施してきました。さらに、福島第一原子力発電所のような事故を決して起こさないとの強い決意のもと、泊発電所の安全確保を経営の最重要課題と位置づけて「泊発電所安全性向上計画」を取りまとめ、原子力規制委員会が策定した新規規制基準への適合にとどまらない不断の努力によって、一層の安全性向上に取り組んでまいります。

したがって、本議案のような内容を定款に定めることは不適切であると考えます。

## 第6号議案 定款一部変更の件（2）

### ▼議案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

（原子力事業者としての社会的責任）

第3条 本会社は、泊発電所で発生した全ての放射性物質、特に使用済燃料の安全な保管に全責任を負う。

また、原子力発電事業を行うに当たって、本会社は、万一の事故の際、泊発電所周辺地域の全住民・滞在者及び該当地域で救難・救助活動に携わる防災関連業務従事者（以下、「周辺地域の人々」と従業員）、平常時を超える被曝に全責任を負う。周辺地域の人々に対し、有事の際、内部被曝を含めて年間に自然放射線プラス1 mSvを超える被曝をさせる危険がある限り、本会社は泊発電所の原子炉を起動しない。

（上記第3条の新設に伴い、現行定款第3条を第4条とし、以下を順次1条ずつ繰り下げる）

### ▼提案の理由

万一にも過酷事故に至らぬ様、本会社は購入した核燃料及び泊発電所稼働で発生した使用済燃料等放射性物質を安全に保管する義務がある。

営利事業で放射性物質を生みだしてきた本会社には、原発事故による人々の健康及び財産への被害を防ぐ社会的責任があり、特に命と健康への責任は重大である。

泊発電所に放射性物質が存在する限りこの義務と責任は無くならない。現在、北海道原子力防災訓練では、泊で起動中の原子炉内物質が一部漏えいする事態のみ想定され、汚染を受けるとされる地域も30km圏内に限られている。だが、泊発電所に約400トンの使用済燃料が存在する今、燃料プールの万一の破損・冷却水漏れによる大規模な放射性物質漏えいに備えなければならぬ。こうした場合、避難区域が250km圏に及ぶ危険があると、近藤駿介元原子力委員会委員長も認めた。よって、有事の際250km圏内にいる全ての人々の被曝に、本会社は責任を負うべきである。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

泊発電所で発生した使用済燃料と放射性廃棄物の管理、また発電所内従業員等に対する事故発生時を含めた線量管理については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき定めた「泊発電所原子炉施設保安規定」に従い、適切に実施いたします。

原子力防災対策については、「原子力災害対策特別措置法」により、原子力災害の予防や緊急事態応急対策の実施などに関する原子力事業者の義務が定められております。当社は、この法律に基づき、関係自治体と協議のうえ「泊発電所原子力事業者防災業務計画」を作成しております。緊急事態が発生した場合には、周辺地域のみなさまが避難される際の検査など放射線防護に係る措置について、この計画に従って、関係自治体との連携のもと実施いたします。

また、平時から、国及び周辺自治体との連携を深め、被災者支援を含めた原子力災害に対する緊急時対策対応の充実・強化に向けて原子力事業者として継続的に取り組んでまいります。

「議案の内容」において「本会社は泊発電所の原子炉を起動しない」とありますが、泊発電所は、第5号議案の「取締役会の意見」に記載のとおり、当社の重要な基幹電源として不可欠であります。

したがって、本議案のような内容を定款に定めることは不適切であると考えます。

## 第7号議案 定款一部変更の件（3）

### ▼議案の内容

「第5章 監査役及び監査役会」に以下の条文を追加する。

（監査役の実効性確保）

第39条 監査役の業務の実効性を高めるため権限を強化する。また、監査役の責任を下記の通り明記する。

- (1) 特段の場合を除き、監査役は長期間の連続無配を回避するための建設的な意見・案等を、取締役会において提示する。
- (2) 監査役は、財務・会計に関して、迅速さと適切な判断を本会社に求め、求めた事項については株主総会において公表する。
- (3) 監査役は、株主提案議案に対する取締役会の意見に対し、監査役の講評を総会において株主に公表する。
- (4) 主要株主と株主以外のステークホルダーからの懸念意見に対し、監査役の対応意見を総会において公表する。

上記39条の追加に伴い、現行定款39条を第40条とし、以下を順次1条ずつ繰り下げる。

### ▼提案の理由

監査役の業務の実効性を高めるため権限を強化する。

監査役は、独立した客観的立場から実効性の高い監査を行うと同時に、能動的・積極的に権限を行使する事が求められている。

また、監査役自らの守備範囲を過度に狭く捉える事無く、株主に対する受託者責任を認識しなければならない。

このため、連続無配を回避し、会社、株主共同の利益向上の発言・行動を執る。

一方、監査役は、財務・会計に関して迅速さと適切な判断を本会社に求める。更に、株主総会での株主提案に対して審議時間を十分に確保し監査役の発言機会を設ける。また、株主総会での株主提案議案に対し監査役自身が明確な説明を行う。

監査役業務の独立性を基に、主要株主の意向ばかりに影響される事なく、全てのステークホルダーと適切に協働し、対応しているか否かを評価・確認する。

上記より、監査役が会社及び株主の提案議案に対する最終確認者である事を株主総会において株主に表明する。

## ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

会社法上の監査役会設置会社である当社において、監査役は、取締役の不正行為、法令・定款違反行為の是正・防止のために、取締役の職務執行全般に係る監査を担っております。具体的には、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等からの職務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧などの方法により、取締役の職務の執行について確認し、取締役が負う善管注意義務・忠実義務に反していないか等の観点から、必要に応じて意見を述べております。また、会計監査については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告・説明を受けるなどの方法により、会計監査の方法及び結果の相当性を確認しております。これらの監査方法及び結果については、報告書に記載し、株主総会において適切に報告を行っております。

また、取締役会の意思決定において建設的な意見・案等を提示するといった取締役の職務執行の役割を監査役に義務づけると、取締役と監査役のそれぞれが負う責任の範囲が不明確になると考えます。

当社は、今回の株主総会において社外取締役を増員することをご提案しており、これにより外部のより多くの意見を経営に反映させるとともに、経営に対する客観的な監督の実効性を一層高めてまいります。

したがって、本議案のような内容を定款に定めることは不適切であると考えます。

なお、監査役全員も同意見であります。

## 第8号議案 定款一部変更の件（4）

### ▼議案の内容

以下の章を新設する。

#### 第8章 使用済核燃料再処理事業者との契約の破棄と高レベル放射性廃液の安全管理技術の開発

第47条 本社は、核燃料再処理事業者との契約を破棄する。

第48条 本社は、日本原燃に支払った前払い金、積立金、出資金の返還を求め、これまで再処理により発生した高レベル放射性廃液の安全管理技術の開発のために充当する。

### ▼提案の理由

本社は再処理契約を六ヶ所再処理工場と結んでいるが、長期間に渡り、処理工程の不具合続きで安定して稼働していないため、契約内容が正しく履行されているとは認めがたい。

再処理の過程で生じる高レベル放射性廃液はガラス固化し、管理貯蔵することとなっていたが、ガラス固化施設の事故・故障により廃液のまま放置されている。

放射性廃液は常に冷却することが必要だが、大地震・大津波などで電源や冷却が途絶すれば、最悪の場合、福島第一原発4号機の使用済核燃料プール以上の危機に至り、北海道を含む日本全域の住民が避難の対象となり得る。

現在、六ヶ所再処理工場には9電力会社分の放射性廃液が約223立方メートル貯蔵されており、その一部は本会社の分である。今後は、これ以上の再処理契約を破棄し、再処理に掛かる費用を高レベル放射性廃液の安全管理技術の開発に充てることとする。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

平成26年4月に国が策定したエネルギー基本計画においては、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化等の観点から、原子燃料サイクルの推進を基本的方針としております。この方針を踏まえ、当社は原子燃料サイクル事業を担う日本原燃株式会社と使用済燃料の再処理に係る契約を継続することが必要と考えております。また、同社の経営の安定による事業全体の着実な遂行が必要との認識のもと、原子力発電所を保有する他の電力会社とともに、同社に対して出資、債務保証を行っております。

使用済燃料の再処理に伴って発生する高レベル放射性廃液については、同社が再処理施設内において適切に管理することとしております。また、その最終処分である地層処分において

は、水溶性や熱膨張性が低いなどの特長を有し、長期間にわたり放射性物質を安定した状態で閉じ込めておくのに最適なガラス固化の形態で処分することになっております。既にガラス固化試験も完了し、その技術は確立しているものと考えております。同社は、再処理施設について新規制基準の適合確認を申請しており、現在、原子力規制委員会による審査が行われているところであります。

したがって、本議案のような内容を定款に定めることは不適切であると考えます。

## 第9号議案 定款一部変更の件（5）

### ▼議案の内容

以下の章を新設する。

#### 第9章 役員報酬の個別開示

第49条 役員の報酬・賞与其他職務執行の対価として会社から受け取る財産上の利益は個々人別に遅滞なく公表する。

### ▼提案の理由

この議案は、第89回定時株主総会より4年連続で提案しており、毎回高い賛同（最高19.64%）を得ている。

株主総会において、役員報酬は毎年、役員の総数に対して総額での金額しか提示されていない。会計はどこまでも透明化が求められる。その明細を明らかにし、株主に対して納得のいく説明を用意すべきと考える。また、北海道電力という会社の社会的責任の重さを鑑みれば、個々の役員報酬を開示すべきである。

さらに、昨年度まで、経営上の悪化を理由に株主配当が3期連続無配となっている。

役員報酬は、経営状況に応じて決めるべきものである。この状況下において、減額・減員されたとはいえ、役員には少なからぬ金額が支給されていると考える。連続無配を甘受している一株主の立場として、経営責任のある役員の報酬の開示を求めることは否定されるべきものではない。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

取締役及び監査役の報酬については、月額の限度額を株主総会で決議いただいております。その範囲内で各人の報酬を取締役会の決議又は監査役の協議により決定しております。

取締役賞与については、各事業年度の業績等を勘案し、支給の都度、株主総会で総額を決議いただいたうえで、各人の賞与を取締役会の決議により決定しております。

さらに、報酬決定手続きの一層の透明性向上を図るため、平成28年2月に独立社外取締役を含めた人事・報酬諮問委員会を設置し、取締役の報酬の決定にあたって適切な関与・助言を得ております。

また、経営に係るコストとして取締役及び監査役に支給される報酬等の総額を、それぞれの員数とともに事業報告及び有価証券報告書に記載しております。報酬等の総額を取締役及び監査役の員数で除することにより、報酬額の平均が容易にわかるようになっており、取締役会と

しては、その多寡を判断するうえで十分な開示をしていると考えます。

取締役及び監査役は、株主さまから付託された役割を果たすべく、当社の使命である北海道の電力の安定供給確保に向け、その職務に忠実に取り組んでおり、相応の報酬を支給することは必要かつ適切であると考えます。また、当社は業績等に鑑み、取締役賞与の不支給や取締役及び監査役の年間報酬額の減額の実施を継続しております。

## 第10号議案 定款一部変更の件（6）

### ▼議案の内容

以下の章を新設する。

#### 第10章 株主総会におけるプレゼンテーションツールの使用について

第50条 株主総会における共同株主提案の提案理由説明に際し、必要に応じてプレゼンテーションツールの使用を認める。

### ▼提案の理由

株主総会において会社側の「報告事項」の説明にプロジェクター等のプレゼンテーションツール（以後はプレゼンツール）を使用しています。説明を受ける方としては、図表、グラフを用いており分かりやすいと感じております。

共同株主提案の理由は、株主総会招集通知の中に400文字以内で記述していますが、説明するには不十分な文字数です。昨年、北電総務部に株主総会における共同株主提案の説明にプレゼンツールの利用を申し入れましたが、「決議事項」にはプレゼンツールを使用していないので、要望に応じられないとの回答でした。

一般的に言葉というものは、聞く人の個々のイメージで解釈されがちです。課題の解決にあたっては、図表・グラフを用いてイメージを共有することが大切と考えます。

近年は国会においてもパネルを利用した質疑が定着しており、良いものを取り入れていく姿勢が大切と考えます。

### ○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

会社法は、株主総会の議長に「総会の秩序を維持し、議事を整理する権限」を付与しています。放映設備の使用など議事を進めるための条件の決定も議長の権限であり、本議案のように、議長の議事運営の権限に関わる事項を定款に定めることは、株主総会の円滑かつ効率的な運営を阻害するおそれがあります。

また、株主総会の「決議事項」である各議案については、当日ご出席いただけない株主さまにも議案の賛否を適切にご判断いただけるよう、事前にお送りする株主総会参考書類（「招集ご通知」）に十分な内容を記載しております。株主提案議案についても、「議案の内容」を記載するとともに、「提案の理由」については、法令・定款に基づき、取締役会が定める株式取扱規程において、文字の分量が400字以内であるときにはその全文を、この文字数を超えるとき

にはその概要を記載することとしております。これにより、ご出席いただけない株主さまからも議決権を適切にご行使いただいていることから、当日の議案の説明においては、会社提案及び株主提案のいずれについても、放映設備などのプレゼンテーションツールを用いなくとも議案の賛否を適切にご判断いただけるものと考えます。

したがいまして、本議案のような内容を定款に定めることは不適切であると考えます。

以 上

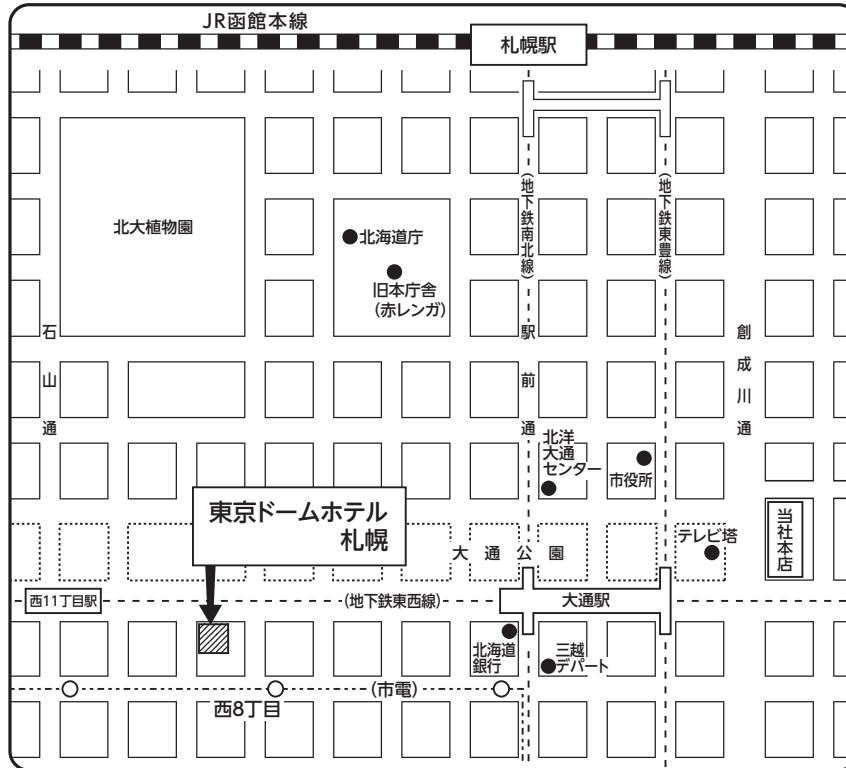
— ヌ 毛 —



## 株主総会会場ご案内

会場 札幌市中央区大通西8丁目1番地  
東京ドームホテル札幌 地下2階ピアリッジホール

### 会場付近略図



1. 地下鉄 大通駅 (1番出口) より …………… 徒歩約 5分  
西11丁目駅 (3番出口) より …………… 徒歩約 5分  
市電 西8丁目停留場より …………… 徒歩約 2分
2. 会場には駐車場を用意してございませんので、公共交通機関等をご利用願います。

◎株主のみなさまにおかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。また、当社役員及び係員につきましては軽装（クールビズ）とさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

◎ご出席いただけない場合には、同封の議決権行使書用紙のご返送による議決権行使、又はインターネットによる議決権の行使をお願い申し上げます。

# 平成 27 年 度 報 告 書

(平成27年 4 月 1 日から  
平成28年 3 月31日まで)

## 事 業 報 告

### 連結計算書類

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

### 計 算 書 類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

会計監査人監査報告書謄本

監査役会監査報告書謄本

# 北海道電力株式会社

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

#### (1) 経営における主な取り組み

##### 【経営の安定化に向けた取り組み】

##### ①収支改善に向けた取り組み

二度にわたる電気料金の値上げによりお客さまにご負担をおかけするなか、当年度も引き続き人件費や燃料費・購入電力料の削減、資機材調達コストの低減など経営効率化に着実に取り組むとともに、黒字化に向けた緊急対策として修繕費や諸経費等の支出削減なども進めた結果、計画値を100億円程度上回る756億円のコスト削減を達成し、当年度の収支が大幅に改善いたしました。

##### ②泊発電所の早期再稼働とたゆまぬ安全性向上を目指した取り組み

電力の安定供給を万全なものとするとともに、お客さまにお約束した料金の値下げを実施するため、泊発電所の早期再稼働に向け、新規規制基準の適合性審査について原子力規制委員会の確認が得られるよう総力をあげて取り組んでまいりました。泊発電所3号機については、最大の課題と考えていた基準地震動について昨年12月の原子力規制委員会の審査会合においておおむね了解をいただき、再稼働に向けて大きな一歩を踏み出すことができました。

また、福島第一原子力発電所のような事故を決して起こさないとの強い決意のもと、原子力事故のリスク低減への取り組みや活動実績も踏まえて「安全性向上計画」を充実させていくとともに、事故対応能力の一層の向上を目指し、不測の事態にも対応できるようより実践的な訓練などに継続的かつ計画的に取り組んでまいりました。

##### ③電力の安定供給の確保

泊発電所が停止しているなか、供給面では、経年化が進んでいる設備が多いことから、引き続き、発電・流通設備の安定運用に向け、パトロールや運転監視の強化などにより、トラブルの未然防止に取り組んでまいりました。発電所の計画外停止が重なり供給予備力が低下した時期もありましたが、早期復旧に全力で取り組み、安定供給に必要な供給予備力を確保することができました。昨年11月には、ピーク供給力としての役割のほか、揚水による電力の貯蔵や需給状況に応じた電圧・周波数の調整機能を有する京極発電所2号機(20万千瓦ワット)が営業運転を開始し、安定供給に寄与しています。

需要面では、お客さまに無理のない範囲で節電へのご協力をお願いするとともに、当社からの要請により電気の使用を抑制していただく随時調整契約などへの加入にもご協力をいただきました。

このように、需給両面にわたるあらゆる対策やお客さまのご協力により、厳しい需給状況を乗り切ることができました。

#### 【さらなる発展に向けた取り組み】

##### ④北海道の発展を支える電力供給体制の構築

将来にわたり安定供給を確実なものとするため、昨年8月に当社初のLNG火力発電所である石狩湾新港発電所1号機(56.94万キロワット)の本格工事を開始いたしました(本年3月現在の総合進捗率12%)。また、昨年9月には関西電力株式会社並びにマレーシアLNG社とLNG売買契約に関する基本合意書を締結し、LNGの調達形態や供給元の多様化により、燃料調達の安定性と柔軟性を確保いたしました。

北海道本州間連系設備(北本連系設備、60万キロワット)の30万キロワット増強工事(平成26年4月着工)についても、北海道北斗市と青森県今別町を結ぶ直流送電線や変換所などの工事に取り組んでまいりました(本年3月現在の総合進捗率16%)。

地域の資源である再生可能エネルギーについては、本年1月の新岩松発電所(1.6万キロワット)の営業運転開始や同3月の春別発電所の最大出力増加(2.7万キロワットから2.85万キロワットへ)など水力発電における未利用エネルギーの活用に取り組んでまいりました。また、太陽光発電を中心に導入が拡大しているなか、再生可能エネルギーの最大限の活用と電力品質の維持の両立を図るため、出力制御方法の確立などに向けて昨年12月から大型蓄電システムの実証事業を開始したほか、太陽光発電や風力発電の出力予測精度の向上にも取り組んでまいりました。

##### ⑤新たな経営環境への的確な対応

二度の料金値上げにより厳しい競争となるなか、お客さまに当社をお選びいただけるよう、ビルや工場などの法人のお客さまに電気の使用形態に応じた最適な料金メニューを提案するなどきめ細かな販売活動を展開してまいりました。また、電力の小売全面自由化に向けて、オール電化住宅に限らず、暖冷房エアコンやIHクッキングヒーターをお使いのお客さまなど、電気のご使用量が多いお客さまにおすすめの新しい料金メニューである「eタイム3〔Sプラン〕」を用意し、ご家庭向けにも広く販売活動を展開してまいりました。

さらなる成長に資する事業領域の拡大に向けては、ガス供給事業の事業形態や北海道外への電力販売について幅広く検討してまいりました。

#### (2) 収支の概要

当年度の連結決算の営業収益(売上高)は、前年度に比べ311億86百万円増の7,241億11百万円となり、これに営業外収益を加えた経常収益は、297億34百万円増の7,271億35百万円となりました。

一方、経常費用は、前年度に比べ76億71百万円減の6,990億72百万円となりました。

以上により、経常損益は、前年度の損失から374億5百万円改善し、280億62百万円の利益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度に比べ183億37百万円増の212億76百万円となりました。

なお、事業別の業績は次のとおりとなりました。

#### ①電気事業

当年度の販売電力量は、前年度に比べ4.1%減の285億92百万キロワット時となりました。この内訳として、家庭用など自由化対象以外の需要では、節電のご協力をいただいた影響などにより、1.6%減の134億44百万キロワット時となりました。また、自由化対象の需要では、業務用での契約電力の減少や「紙・パルプ」、「鉄鋼業」での生産減などにより、6.2%減の151億48百万キロワット時となりました。

当年度の収支については、収入面では、販売電力量の減少に加え、燃料価格の低下による燃料費調整額の減少はありましたが、平成26年11月から実施した電気料金の値上げや再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響などにより、営業収益（売上高）は、前年度に比べ318億27百万円増の6,940億65百万円となりました。支出面では、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響や経年化対策工事などによる修繕費の増加はありましたが、燃料価格の低下による燃料費の減少や経営全般にわたる徹底した効率化への継続的な取り組みなどにより、営業費用は、前年度に比べ58億38百万円減の6,551億15百万円となりました。

以上により、営業利益は、前年度に比べ376億65百万円増の389億49百万円となりました。

#### ②その他の事業

収入面では、建設業の売上が減少したことなどにより、営業収益（売上高）は、前年度に比べ6億41百万円減の300億46百万円となりました。支出面では、建設業の売上原価の減少などにより、営業費用は、前年度に比べ13億26百万円減の258億95百万円となりました。

以上により、営業利益は、前年度に比べ6億84百万円増の41億51百万円となりました。

#### (3) 配当等

当年度については、収支が大幅に改善し一定の利益を確保したことから、泊発電所の長期停止により毀損した自己資本に充当し、財務基盤の回復を図ったうえで、配当を実施してまいりたいと存じます。

普通株式の配当については、泊発電所の全基停止以降、厳しい収支状況が継続し、3期連続無配となっていることを真摯に受け止め、少しでも株主のみなさまのご期待に応えられるよう、1株につき5円の配当を実施したいと存じます。優先株式の配当については、定款の定めに従い、前期の累積分も含めて実施したいと存じます。

また、平成26年7月に発行した優先株式については、これまで早期の償還を目指すこととしておりましたが、このたび優先株式の一部について取得及び消却を行いました。

## 2. 対処すべき課題

泊発電所が長期停止しているなか、電力システム改革による競争の激化に加え送配電部門の法的分離（分社化）を抑えるなど、当社を取り巻く経営環境は大きく変化しております。このような変化のなかにあっても、株主のみならず、お客さま、地域のみならずからお寄せいただく期待と信頼にお応えできるよう、平成28～30年度の3年間で、今後も責任あるエネルギー供給の担い手であり続けるために、小売全面自由化のなかで競争を勝ち抜くとともに、将来の安定供給を確かなものとしていく重要な期間と位置づけてまいります。また、さらなる成長と発展を目指し、総合エネルギー企業としての礎を築いてまいります。このような認識のもと、平成28年度は以下の取り組みを進めてまいります。

### 【経営の安定化に向けた取り組み】

#### ①泊発電所の早期再稼働とたゆまぬ安全性向上に向けた取り組み

安全確保を大前提とした泊発電所の早期再稼働に向け、原子力規制委員会の確認ができるだけ早く得られるよう、全社的な応援体制を構築し、先行事例の最大限の活用により工程の短縮を図ってまいります。新規基準適合に必要な工事についても早期の完了を目指してまいります。さらに、原子力規制委員会の審査終了後、確実かつ速やかに再稼働できるよう、長期停止設備の健全性確認など事前に実施可能な対応に万全を期すとともに、再稼働後の安定運転を確保するための取り組みを進めてまいります。

泊発電所の安全性をより一層向上させるため、社長のトップマネジメントのもと、「安全性向上計画」に基づき自ら不断の努力を重ねるとともに、国及び周辺自治体との連携を深め、被災者支援を含めた原子力災害に対する緊急時対策対応の充実・強化に向けて原子力事業者として継続的に取り組んでまいります。また、地元自治体のみならずをはじめ広く道民のみならず泊発電所の安全性について一層のご理解をいただけるよう、本年4月から泊発電所の安全対策などに関する地域説明会を開催するなど、今後とも、対話や情報発信に努めてまいります。

泊発電所が再稼働するまでは、需給状況の抜本的な改善は困難な状況にあります。火力発電所は、経年化の進展に加え、定期検査・本格修繕を繰り返しつつ高稼働を続けていることなどから、計画外停止・供給支障リスクは高まっており、供給力の確保に向けて設備保全やパトロール強化に努めてまいります。

#### ②収支改善・財務基盤の強化

電力需給及び収支・財務両面の改善に寄与する泊発電所の1日も早い再稼働に全力で取り組んでまいります。また、蓄積してきた技術力や経験を活用するとともに、これまでの発想にとらわれない合理的かつ効率的な設備の保全や業務運営方法の改善、資機材コストのより一層の低減など、引き続き経営効率化に取り組んでまいります。さらに、収益拡大に向け、販売活動や事業領域の拡大にも取り組み、収支改善・財務基盤の強化を図ってまいります。

## 【収益拡大に資する成長戦略の展開】

### ③競争を勝ち抜くための販売活動の展開

お客様ニーズを捉えた販売戦略を展開し、競争を勝ち抜いてまいります。新たに自由化の対象となるご家庭向けには、本年1月に公表した「eタイム3〔Sプラン〕」に続いて新たな料金メニュー「eタイム3〔Mプラン〕」を導入するとともに、お客様の電気の使用形態に応じた最適な料金メニューの提案や、ポイントサービスをはじめとする会員制Webサービスなど付加価値の高いサービスの提供により、引き続き当社を選択いただけるよう努めてまいります。

さらに、北国の快適な生活や省エネルギーに資するエコキュートや暖冷房エアコンなどのヒートポンプ機器の普及拡大に向けた取り組みを進め、他のエネルギー源から電化への転換を図ってまいります。

また、泊発電所が営業運転に復帰した後は電気料金の値下げを行い、価格競争力を高めてまいります。

### ④さらなる成長に向けた事業領域の拡大

北海道外での電力販売や、建設を進めている石狩湾新港のLNGタンクなどを活用したガス供給事業について、他企業とのアライアンスも含め、具現化に向けた検討を進めてまいります。

## 【事業基盤の強化に向けた取り組み】

### ⑤将来の安定供給を支える発電・流通設備の構築

泊発電所の安全対策や流通設備などの老朽化に対応するための設備費用がかさむ厳しい状況にあるなかでも、責任あるエネルギー供給の担い手として、将来にわたり安定供給を確保するとともに価格競争力のある電源構成の構築を目指して取り組んでまいります。

石狩湾新港発電所1号機の建設（平成31年2月営業運転開始予定）及び北本連系設備の増強（平成31年3月運転開始予定）について、工事を着実に進めてまいります。

また、経年化が進む発電・流通設備について、これまで得られた知見や新たな発想も取り入れながら、適切な設備保全を実施してまいります。

地域の資源である再生可能エネルギーのさらなる導入拡大に向けては、水力発電における未利用エネルギーの活用や北本連系設備を活用した風力発電の導入拡大に向けた実証試験、大型蓄電システム実証事業、家畜系バイオマス発電に係る研究開発事業などを着実に進めてまいります。さらに、水素を活用した新たな技術の開発を目指して小規模木質バイオマス発電実証事業などにも取り組んでまいります。

### ⑥持続的な事業活動を支えるための取り組み

平成32年4月に予定されている送配電部門の法的分離（分社化）に向けては、送配電部門の中立性や安定供給の確保を大前提に、ほくでんグループの総合力や効率性が発揮できる体制の構築に向けた検討・準備を進めてまいります。また、将来にわたり電力の安定供給を守り続けていくため、計画的な人材育成・技術の継承、従業員の能力を最大限に発揮できる職場づくりに努めるとともに、女性のさらなる活躍推進に向けた取り組みなどを進めてまいります。

これらの課題への取り組みに加え、東京証券取引所により制定された「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨に則り取り組みを展開し、引き続きコーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

ほくでんグループは、経営理念である「人間尊重」「地域への寄与」「効率的経営」のもと、厳しい環境のなかにあっても持続的な企業価値の向上を図っていくため、「ほくでんグループが目指す企業像」を全従業員が共有し、グループ一丸となって取り組みを進めてまいります。

<ほくでんグループが目指す企業像>

- ・「ともに輝く明日のために。Light up your future.」をコーポレート・スローガンに掲げ、責任あるエネルギー供給の担い手としての役割を全うすることで、地域の持続的な発展を支えてまいります。
- ・総合エネルギー企業として、さらなる成長と発展を遂げるために、新たな視点を取り込みながら、果敢にチャレンジしてまいります。
- ・スピード感や柔軟性のある事業運営を進め、事業基盤をゆるぎないものとし、ステークホルダーのみなさまの期待に応えてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 設備投資の状況

#### (1) 設備投資総額

| 区 分         | 金額(百万円) |
|-------------|---------|
| 電 気 事 業     | 151,322 |
| そ の 他 の 事 業 | 5,079   |
| 合 計         | 156,402 |

#### (2) 運転を開始した主な設備

##### 発電設備

| 名 称                            | 出力( kW ) |
|--------------------------------|----------|
| (水 力)<br>京 極 発 電 所 2 号 機 (新 設) | 200,000  |

#### (3) 建設中の主な設備

##### 発電設備

| 名 称                                  | 出力( kW ) |
|--------------------------------------|----------|
| (水 力)<br>京 極 発 電 所 3 号 機 (新 設)       | 200,000  |
| (LNG)<br>石 狩 湾 新 港 発 電 所 1 号 機 (新 設) | 569,400  |

##### 送電設備

| 名 称                                   | 電圧( kV ) | 亘長( km ) |
|---------------------------------------|----------|----------|
| (北海道本州間連系設備)<br>北 斗 今 別 直 流 幹 線 (新 設) | 250      | 122      |
| 石 狩 火 力 幹 線 (新 設)                     | 275      | 21       |

##### 変電設備

| 名 称                             | 容量( kVA ) |
|---------------------------------|-----------|
| (北海道本州間連系設備)<br>北 斗 変 換 所 (新 設) | 300,000   |
| (北海道本州間連系設備)<br>今 別 変 換 所 (新 設) | 300,000   |

#### (4) 建設準備中の主な設備

##### 発電設備

| 名 称                                     | 出力( kW )  |
|-----------------------------------------|-----------|
| (LNG)<br>石 狩 湾 新 港 発 電 所 2, 3 号 機 (新 設) | 569,400×2 |

#### 4. 資金調達の状況

|                 |             |  |
|-----------------|-------------|--|
| (1) 社 債         |             |  |
| 発行額             | 800億円       |  |
| 償還額             | 1,300億円     |  |
| (2) 借入金         |             |  |
| 借入額             | 2,960億78百万円 |  |
| 返済額             | 2,551億42百万円 |  |
| (3) コマーシャル・ペーパー |             |  |
| 発行額             | —           |  |
| 償還額             | —           |  |

#### 5. 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 \ 年 度                 | 平成24年度    | 平成25年度    | 平成26年度    | 平成27年度<br>(当年度) |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| 営 業 収 益<br>(売上高)<br>(百万円) | 582,990   | 630,340   | 692,925   | 724,111         |
| 経 常 利 益<br>(百万円)          | △128,184  | △ 95,370  | △ 9,343   | 28,062          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>(百万円)  | △132,819  | △ 62,972  | 2,938     | 21,276          |
| 1株当たり当期純利益<br>(円)         | △ 646.08  | △ 306.34  | 14.30     | 94.49           |
| 総 資 産<br>(百万円)            | 1,660,740 | 1,782,776 | 1,815,675 | 1,826,141       |

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、平成27年度から「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 平成24年8月分の電気料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金が導入されました。
3. 平成24年度から、重要性を勘案し、北海道計器工業株式会社、ほくでんサービス株式会社及びほくでん情報テクノロジー株式会社を持分法適用会社から連結子会社といたしました。
4. 平成25年9月1日から電気料金の値上げを実施いたしました。
5. 平成26年11月1日から電気料金の値上げを実施いたしました。あわせて、平成26年11月1日から平成27年3月31日までのご使用分について、電気料金の軽減措置を実施いたしました。

## 6. 重要な子会社の状況

| 会社名                | 資本金                  | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                     |
|--------------------|----------------------|---------|-----------------------------|
| 北海電気工事株式会社         | 1,730 <sup>百万円</sup> | 51.1%   | 電気工事, 電気通信工事                |
| 北海道計器工業株式会社        | 30                   | 100.0   | 電力量計の製造・販売・修理               |
| 北電興業株式会社           | 95                   | 95.2    | 建物の賃貸, 土木・建築工事              |
| 北海道パワーエンジニアリング株式会社 | 1,660                | 75.0    | 電気の卸供給, 発電設備の保守             |
| 苫東コールセンター株式会社      | 5,000                | 58.1    | 石炭の受入れ, 保管, 払出し             |
| ほくでんエコエナジー株式会社     | 1,860                | 100.0   | 電気の卸供給                      |
| ほくでんサービス株式会社       | 50                   | 100.0   | 配電設備などの調査・設計・施工・保守, 検針・料金請求 |
| 北海道総合通信網株式会社       | 5,900                | 100.0   | 電気通信事業                      |
| ほくでん情報テクノロジー株式会社   | 200                  | 90.0    | 情報処理システムの企画・設計, ソフトウェア開発    |

## 7. 主要な事業内容

電気事業

## 8. 主要な事業所

(1) 当社の主要な事業所

- a. 本店 (札幌市)
- b. 支店 旭川支店, 北見支店, 札幌支店, 岩見沢支店, 小樽支店, 釧路支店, 帯広支店, 室蘭支店, 苫小牧支店, 函館支店
- c. 支社 東京支社 (東京都千代田区)
- d. 発電所
  - 水力発電所 (出力50,000 kW以上)
    - 雨竜発電所 (名寄市), 豊平峡発電所 (札幌市), 滝里発電所 (芦別市), 新冠発電所, 高見発電所 (新ひだか町), 京極発電所
  - 火力発電所 (出力200,000 kW以上)
    - 砂川発電所, 奈井江発電所, 苫小牧発電所, 伊達発電所, 苫東厚真発電所 (厚真町), 知内発電所
  - 原子力発電所
    - 泊発電所

(2) 重要な子会社の主要な事業所

- a. 北海電気工事株式会社 本店（札幌市）
- b. 北海道計器工業株式会社 本店（札幌市）
- c. 北電興業株式会社 本店（札幌市）
- d. 北海道パワーエンジニアリング株式会社 本店（札幌市）  
苫小牧共同火力発電所
- e. 苫東コールセンター株式会社 本店（苫小牧市）
- f. ほくでんエコエナジー株式会社 本店（札幌市）
- g. ほくでんサービス株式会社 本店（札幌市）
- h. 北海道総合通信網株式会社 本店（札幌市）
- i. ほくでん情報テクノロジー株式会社 本店（札幌市）

9. 従業員の状況

| 従業員数     | 前年度末比増減 |
|----------|---------|
| 10,985 名 | -42 名   |

(注) 従業員数は、当社及び連結子会社の就業人員を記載しております。

10. 主要な借入先

| 借入先           | 借入金残高       |
|---------------|-------------|
| 株式会社日本政策投資銀行  | 147,269 百万円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 145,337     |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 60,679      |
| 日本生命保険相互会社    | 56,199      |
| 株式会社北洋銀行      | 51,420      |

## II 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 4億9,500万株

(発行可能種類株式総数)

(1) 普通株式 4億9,500万株

(2) A種優先株式 500株

2. 発行済株式総数 2億1,529万2,412株

(内訳)

(1) 普通株式 2億1,529万1,912株

(2) A種優先株式 500株

(注) A種優先株式については、平成28年4月27日開催の取締役会の決議により、同年5月12日付けで株主である株式会社日本政策投資銀行から30株を取得し消却いたしました。

3. 株 主 数

(1) 普通株式 80,783名

(2) A種優先株式 1名

#### 4. 大 株 主

##### (1) 普通株式

| 株 主 名                                             | 持 株 数                | 持株比率             |
|---------------------------------------------------|----------------------|------------------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                          | 12,884 <sup>千株</sup> | 6.3 <sup>%</sup> |
| 株 式 会 社 北 洋 銀 行                                   | 10,215               | 5.0              |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                               | 9,039                | 4.4              |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)                        | 6,691                | 3.3              |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行                                 | 4,226                | 2.1              |
| 株 式 会 社 北 海 道 銀 行                                 | 4,131                | 2.0              |
| 北 海 道 電 力 従 業 員 持 株 会                             | 4,063                | 2.0              |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社                           | 4,048                | 2.0              |
| H A Y A T                                         | 3,181                | 1.5              |
| DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613 | 2,970                | 1.4              |

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式9,755,611株を控除して計算しております。

##### (2) A種優先株式

| 株 主 名                   | 持 株 数            | 持株比率             |
|-------------------------|------------------|------------------|
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 500 <sup>株</sup> | 100 <sup>%</sup> |

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等

| 氏名    | 地位                | 担当                                                                     | 重要な兼職の状況                                     |
|-------|-------------------|------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 佐藤佳孝  | 取締役会長             |                                                                        |                                              |
| 真弓明彦  | 取締役社長<br>社長執行役員   |                                                                        |                                              |
| 酒井修   | 取締役副社長<br>副社長執行役員 | 企画本部長，発電本部副本部長，<br>企画部・原子力部担当                                          |                                              |
| 恩村裕之  | 取締役副社長<br>副社長執行役員 | ビジネスサポート本部長，秘書<br>室・人事労務部・総務部担当                                        |                                              |
| 富樫泰治  | 取締役<br>常務執行役員     | 発電本部副本部長，土木部・水力<br>部担当                                                 | ほくでんエコエナジー株式会社取<br>締役社長                      |
| 森昌弘   | 取締役<br>常務執行役員     | 考査担当・地域産業経済担当・コ<br>ンプライアンス担当                                           |                                              |
| 林宏行   | 取締役<br>常務執行役員     | 発電本部長，企画本部副本部長，<br>情報通信部・火力部担当                                         |                                              |
| 相馬道広  | 取締役<br>常務執行役員     | お客さま本部長，企画本部副本<br>部長，環境室・営業部担当                                         |                                              |
| 阪井一郎  | 取締役<br>常務執行役員     | 発電本部副本部長，泊原子力事務<br>所長                                                  |                                              |
| 藤井裕   | 取締役<br>常務執行役員     | 流通本部長，企画本部副本部長，<br>お客さま本部副本部長，総合研究<br>所・配電部・工務部・新エネルギ<br>ー・再生可能エネルギー担当 |                                              |
| 古郡宏章  | 取締役<br>常務執行役員     | ビジネスサポート本部副本部長，<br>広報部・経理部・資材部担当                                       |                                              |
| 佐々木亮子 | 取締役               |                                                                        | 有限会社アールズセミナー取締役<br>(代表者)，株式会社アークス取締<br>役(社外) |
| 本間公祐  | 常任監査役<br>(常勤)     |                                                                        |                                              |
| 阿部幹司  | 常任監査役<br>(常勤)     |                                                                        |                                              |
| 市川茂樹  | 監査役               |                                                                        | 弁護士                                          |
| 長谷川淳  | 監査役               |                                                                        |                                              |
| 下村幸弘  | 監査役               |                                                                        | 株式会社北洋銀行常勤監査役                                |

- (注) 1. 取締役会長，取締役社長及び取締役副社長は代表取締役であります。
2. 取締役のうち佐々木亮子は社外取締役であります。
3. 監査役のうち市川茂樹，長谷川 淳，下村幸弘は社外監査役であります。
4. 取締役 佐々木亮子及び監査役 市川茂樹，長谷川 淳，下村幸弘につきましては，東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し，独立役員として届け出ております。
5. 平成27年6月25日，藤井 裕，古郡宏章は取締役 常務執行役員に新たに就任いたしました。
6. 平成27年6月25日，高橋賢友は取締役を任期満了により退任いたしました。
7. 平成27年6月25日，恩村裕之は取締役 常務執行役員から取締役副社長 副社長執行役員に就任いたしました。
8. 平成28年4月1日，取締役 常務執行役員 藤井 裕の担当が「流通本部長，企画本部副本部長，お客さま本部副本部長，総合研究所・配電部・工務部・新エネルギー・再生可能エネルギー担当」から「流通本部長，企画本部副本部長，総合研究所・配電部・工務部・新エネルギー・再生可能エネルギー担当」へと変更になりました。
9. 監査役 市川茂樹は，弁護士の資格を有しており，財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
10. 監査役 下村幸弘は，銀行業務の経験を重ねてきており，財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
11. 取締役 佐々木亮子の兼職先と当社の関係は次のとおりであります。
- ・有限会社アールズセミナー及び株式会社アークスと当社の間には，記載すべき関係はありません。
12. 監査役 下村幸弘の兼職先と当社の関係は次のとおりであります。
- ・当社は，株式会社北洋銀行の株式を保有しております。また，同社は当社の株主であり，同社と当社の間には資金の借入等の取引があります。

## 2. 取締役及び監査役の報酬等の額

|       | 報 酬         | 賞 与 金 |
|-------|-------------|-------|
| 取 締 役 | 225百万円（13名） | —     |
| 監 査 役 | 61百万円（5名）   |       |

- (注) 1. 上記には、平成27年6月25日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 上記のうち、社外役員の報酬等は、4名分、30百万円であります。
3. 当年度に係る取締役賞与金につきましては、支給しないことといたしました。
4. 株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。
- 取締役 月額50百万円以内  
監査役 月額11百万円以内
5. 取締役及び監査役の報酬等を決定するにあたっての方針
- (1) 取締役  
取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬（固定）及び賞与により構成しています。
- 基本報酬については、各取締役の職責及び成果、中長期的な業績見通し、各事業年度の業績、電気事業が公益事業であることなどを勘案したうえで、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で、取締役会において支給額を決定します。
- 賞与については、各事業年度の業績を勘案し、支給の都度株主総会で総額を決議したうえで、取締役会において支給額を決定します。
- 社外取締役については、賞与を支給せず基本報酬のみを支給します。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで経営に対する独立性を担保しています。
- (2) 監査役  
監査役の報酬は、基本報酬のみとし、賞与は支給しません。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで経営に対する独立性を担保しています。支給額については、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で監査役の協議により決定します。
6. 平成28年2月に独立社外取締役を含めた人事・報酬諮問委員会を設置しました。同委員会において、取締役の報酬並びに取締役及び監査役候補者を決定するにあたって、それぞれ適切な助言を得ております。
7. 平成19年4月26日開催の取締役会において、退職慰労金の廃止を決議しております。

## 3. 社外役員の主な活動状況

- ・ 取締役 佐々木亮子は、当年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、主に会社経営者の経験から発言を行っております。
- ・ 監査役 市川茂樹は、当年度開催の取締役会14回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
- ・ 監査役 長谷川 淳は、当年度開催の取締役会14回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席し、主に学識経験者としての幅広い見地から発言を行っております。
- ・ 監査役 下村幸弘は、当年度開催の取締役会14回のすべてに、また、監査役会12回のすべてに出席し、主に会社役員の実験から発言を行っております。

## IV 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### 2. 会計監査人の報酬等の額

| 区 分                               | 報酬等の額                 |
|-----------------------------------|-----------------------|
| ① 当社及び子会社が支払うべき報酬等の額の合計額          | 98 <small>百万円</small> |
| ② ①の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額 | 46                    |

- (注) 1. 会計監査人に支払うべき報酬等の額については、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬額と金融商品取引法上の監査に対する報酬額を明確に区分しておらず、かつ、実質的に区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、電力システム改革への対応に関する助言業務などを委託しております。

### 4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど会計監査人として適当でないと判断される場合その他必要がある場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

### 5. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付けで発表した懲戒処分の内容の概要は、次のとおりです。

#### (1) 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

#### (2) 処分の内容

- ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・業務改善命令(業務管理体制の改善)

#### (3) 処分理由

- ・同監査法人は、株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

## V 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

会社法及び会社法施行規則に基づき「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を次のとおり定め、この方針に基づき、効率的かつ公正・透明な事業活動を推進する。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会を原則として毎月1回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督する。
- ・社長、本部長（取締役）等で構成する業務執行会議を原則として毎週1回開催し、グループ経営全般に関する方針、計画並びに業務執行に関する重要事項を審議する。
- ・執行役員制度を採用して、取締役の意思決定・監督機能を強化し、あわせて業務執行の迅速化、効率化を図る。
- ・コンプライアンスに関する方針や行動規範を定め、取締役自ら率先して実践する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報について、保存期間・場所及び管理方法等を定めた社内規範に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存・管理する。

#### (3) リスク管理に関する規程その他の体制

- ・事業運営に関するリスクについて、グループ経営方針やこれに基づく本部長方針等で明確化し、方針管理サイクルのなかで適切に管理する。
- ・リスク管理に関する委員会を置き、各本部等におけるリスクやその対応状況を把握するとともに、指導・調整を行い、全社におけるリスクを横断的に管理する。
- ・非常災害等の発生に備え、対応組織・情報連絡体制等について社内規範に定めるとともに、防災訓練等を実施する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会等において、グループ経営方針等を定め、方針管理サイクルのもとで業務を執行する。
- ・迅速な意思決定や効率的な業務執行を図るため、指揮監督系統や各職位の責任・権限、業務処理の手続き等を社内規範において明確化するとともに、情報システムを適切に活用する。
- ・効率性向上の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。

#### (5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスに関する委員会を置き、従業員教育・研修の実施等を通じて方針や行動規範の徹底を図るとともに、法令及び企業倫理等の遵守、不正防止の全社的活動を推進する。また、コンプライアンスに関する相談窓口を置き、適切に運用する。
- ・法令等遵守の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。

- (6) **当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制**
- ・当社とグループ各社は、グループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行する。
  - ・当社とグループ各社は、グループのコンプライアンス等に関する方針を共有する。また、グループ各社は、リスク管理、取締役の職務の執行が効率的に行われること、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合すること等、業務の適正を確保するための体制・仕組みを整備し、適切に運用する。
- (7) **監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項**
- ・監査役の職務を補助する専任組織を置き、必要な人員を配置する。
- (8) **監査役を補助すべき従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項**
- ・監査役を補助する従業員は、監査役の指揮監督のもとで職務を執行するものとし、その人事異動等については、事前に監査役と協議する。
- (9) **当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ・当社の取締役及び従業員は、法令に定められる事項に加え、当社の社内規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査役に定期的若しくは都度報告する。
  - ・グループ各社の取締役、監査役及び従業員は、法令に定められる事項に加え、グループで共有する規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査役に定期的若しくは都度報告する。
  - ・監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることがないように適切に対応する。
- (10) **その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制**
- ・監査役から取締役等の職務執行状況の聴取や重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。
  - ・監査役から職務の執行について生ずる費用等の請求を受けた場合は、その費用等が職務の執行に必要なと認められる場合を除き、これを負担する。
  - ・内部監査部門は、内部監査結果の報告等、監査役への情報提供を適切に行う。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した業務の適正を確保するための体制を整備しております。取締役会を当年度14回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督しております。また、社長、本部長（取締役）等で構成する業務執行会議を当年度52回開催し、グループ経営全般に関する方針、計画並びに業務執行に関する重要事項の審議を行っております。

このほか、リスク管理については、リスク管理委員会においてリスク項目及び対策の見直しを審議し、グループ経営方針等の管理サイクルのなかで、リスクの体系的な把握、対応方策の立案、実施の確認等を行っております。またコンプライアンスについては、社長を委員長とする企業倫理委員会のもと、従業員教育・研修の実施等を通じて「ほくでんグループCSR行動憲章」や「コンプライアンス行動指針」の徹底を図り、事業活動における法令・企業倫理等の遵守、不正防止に向けた全社活動を推進しております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制については、当社とグループ各社においてコンプライアンス等に関する方針を共有するとともに、グループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行しております。

取締役の職務執行に関しては、監査役（5名のうち3名が社外監査役）が、監査役会で定めた監査の方針等に基づき、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等からの職務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の調査等により監査しております。また監査役の監査業務を支援する専任スタッフを配置しております。

内部監査部門には、専任スタッフを配置し、業務執行の効率性、適法性等に係る内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価を行う体制を敷いております。内部監査部門は、グループ会社に対する内部監査を含め、監査結果等について、社長に報告するほか、監査役へ報告を行っております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

平成28年3月31日現在

| 資 産 の 部           |                  | 負債及び純資産の部            |                  |
|-------------------|------------------|----------------------|------------------|
| 科 目               | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|                   | 百万円              |                      | 百万円              |
| <b>固 定 資 産</b>    | <b>1,609,817</b> | <b>固 定 負 債</b>       | <b>1,272,404</b> |
| 電気事業固定資産          | 1,111,661        | 社 債                  | 579,136          |
| 水 力 発 電 設 備       | 235,226          | 長 期 借 入 金            | 502,728          |
| 汽 力 発 電 設 備       | 78,564           | 使用済燃料再処理等引当金         | 49,333           |
| 原 子 力 発 電 設 備     | 218,645          | 使用済燃料再処理等準備引当金       | 9,205            |
| 送 電 設 備           | 163,444          | 退職給付に係る負債            | 39,845           |
| 変 電 設 備           | 92,516           | 資 産 除 去 債 務          | 75,926           |
| 配 電 設 備           | 276,816          | そ の 他                | 16,228           |
| 業 務 設 備           | 40,945           |                      |                  |
| その他の電気事業固定資産      | 5,501            | <b>流 動 負 債</b>       | <b>355,491</b>   |
| その他の固定資産          | 55,829           | 1年以内に期限到来の固定負債       | 155,621          |
| 固定資産仮勘定           | 148,022          | 短 期 借 入 金            | 52,300           |
| 建 設 仮 勘 定         | 147,882          | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金    | 41,569           |
| 除 却 仮 勘 定         | 139              | 未 払 税 金              | 13,336           |
| 核 燃 料             | 158,583          | そ の 他                | 92,663           |
| 加 工 中 等 核 燃 料     | 158,583          |                      |                  |
| 投資その他の資産          | 135,720          | <b>引 当 金</b>         | <b>1,022</b>     |
| 長 期 投 資           | 40,636           | 渴 水 準 備 引 当 金        | 1,022            |
| 退職給付に係る資産         | 10,984           |                      |                  |
| 繰 延 税 金 資 産       | 32,363           | <b>負 債 合 計</b>       | <b>1,628,918</b> |
| そ の 他             | 51,820           |                      |                  |
| 貸 倒 引 当 金 (貸 方)   | △ 84             | <b>株 主 資 本</b>       | <b>186,872</b>   |
|                   |                  | 資 本 本 金              | 114,291          |
| <b>流 動 資 産</b>    | <b>216,324</b>   | 資 本 剰 余 金            | 49,998           |
| 現 金 及 び 預 金       | 108,805          | 利 益 剰 余 金            | 40,766           |
| 受 取 手 形 及 び 売 掛 金 | 61,055           | 自 己 株 式              | △ 18,184         |
| た な 卸 資 産         | 35,361           |                      |                  |
| 繰 延 税 金 資 産       | 4,942            | <b>その他の包括利益累計額</b>   | <b>△ 497</b>     |
| そ の 他             | 8,905            | その他有価証券評価差額金         | 1,570            |
| 貸 倒 引 当 金 (貸 方)   | △ 2,746          | 退職給付に係る調整累計額         | △ 2,067          |
|                   |                  | <b>非 支 配 株 主 持 分</b> | <b>10,847</b>    |
| <b>合 計</b>        | <b>1,826,141</b> | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>197,222</b>   |
|                   |                  | <b>合 計</b>           | <b>1,826,141</b> |

## 連結損益計算書

平成27年 4月 1日から  
平成28年 3月31日まで

| 費用の部               |                | 収益の部          |                |
|--------------------|----------------|---------------|----------------|
| 科 目                | 金 額            | 科 目           | 金 額            |
|                    | 百万円            |               | 百万円            |
| <b>営業費用</b>        | <b>681,010</b> | <b>営業収益</b>   | <b>724,111</b> |
| 電気事業営業費用           | 655,115        | 電気事業営業収益      | 694,065        |
| その他事業営業費用          | 25,895         | その他事業営業収益     | 30,046         |
| 営業利益               | (43,100)       |               |                |
| <b>営業外費用</b>       | <b>18,062</b>  | <b>営業外収益</b>  | <b>3,023</b>   |
| 支払利息               | 16,236         | 受取配当金         | 551            |
| その他                | 1,825          | 受取利息          | 1,105          |
|                    |                | 持分法による投資利益    | 286            |
|                    |                | その他           | 1,079          |
| <b>経常費用合計</b>      | <b>699,072</b> | <b>経常収益合計</b> | <b>727,135</b> |
| <b>経常利益</b>        | <b>28,062</b>  |               |                |
| 渴水準備金引当又は取崩し       | 1,022          |               |                |
| 渴水準備金引当            | 1,022          |               |                |
| <b>税金等調整前当期純利益</b> | <b>27,039</b>  |               |                |
| 法人税、住民税及び事業税       | 2,877          |               |                |
| 法人税等調整額            | 2,238          |               |                |
| <b>法人税等合計</b>      | <b>5,116</b>   |               |                |
| <b>当期純利益</b>       | <b>21,923</b>  |               |                |
| 非支配株主に帰属する当期純利益    | 647            |               |                |
| 親会社株主に帰属する当期純利益    | 21,276         |               |                |

## 連結株主資本等変動計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位 百万円)

|                                       | 株 主 資 本 |              |              |         |             | その他の包括利益累計額                   |                               |                                 | 非支配株主<br>持 分 | 純 資 産<br>合 計 |
|---------------------------------------|---------|--------------|--------------|---------|-------------|-------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|--------------|--------------|
|                                       | 資 本 金   | 資 本<br>剰 余 金 | 利 益<br>剰 余 金 | 自己株式    | 株主資本<br>合 計 | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 退 職 給 付<br>に 係 る<br>調 整 累 計 額 | そ の 他<br>の 包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |              |              |
| 当連結会計年度<br>期首残高                       | 114,291 | 49,998       | 19,490       | △18,167 | 165,612     | 5,263                         | 7,170                         | 12,434                          | 10,345       | 188,392      |
| 当連結会計年度<br>変動額                        |         |              |              |         |             |                               |                               |                                 |              |              |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益                   |         |              | 21,276       |         | 21,276      |                               |                               |                                 |              | 21,276       |
| 自己株式の取得                               |         |              |              | △ 18    | △ 18        |                               |                               |                                 |              | △ 18         |
| 自己株式の処分                               |         | △ 0          |              | 1       | 0           |                               |                               |                                 |              | 0            |
| 非支配株主との<br>取引に係る親会社<br>の持分変動          |         | 0            |              |         | 0           |                               |                               |                                 |              | 0            |
| 株主資本以外の<br>項目の当該連結<br>会計年度変動額<br>(純額) |         |              |              |         |             | △ 3,693                       | △ 9,238                       | △12,931                         | 502          | △12,429      |
| 当連結会計年度<br>変動額合計                      | —       | △ 0          | 21,276       | △ 16    | 21,259      | △ 3,693                       | △ 9,238                       | △12,931                         | 502          | 8,830        |
| 当連結会計年度末<br>残高                        | 114,291 | 49,998       | 40,766       | △18,184 | 186,872     | 1,570                         | △ 2,067                       | △ 497                           | 10,847       | 197,222      |

# 連結注記表

平成27年 4月 1日から  
平成28年 3月31日まで

## I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社数 9社

連結子会社名は、北海電気工事(株)、北海道計器工業(株)、北電興業(株)、北海道パワーエンジニアリング(株)、苫東コールセンター(株)、ほくでんエコエナジー(株)、ほくでんサービス(株)、北海道総合通信網(株)、ほくでん情報テクノロジー(株)である。

#### (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社名は、北電総合設計(株)、(株)ほくでんアソシエ、北海道レコードマネジメント(株)、(株)アイテスである。

非連結子会社は、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の規模等からみて重要性が乏しいため連結の範囲から除外している。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結子会社数 2社

持分法適用の非連結子会社名は、北電総合設計(株)、(株)ほくでんアソシエである。

(株)ほくでんスポーツフィールドスは、平成27年9月1日に清算を結了したことに伴い、当連結会計年度から持分法適用会社より除外している。なお、清算結了時までの持分法投資損益は、連結損益計算書に含めている。

#### (2) 持分法適用の関連会社 該当なし

#### (3) 持分法を適用していない非連結子会社（北海道レコードマネジメント(株)他）及び関連会社（(株)札幌ネクシス他）はそれぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため持分法の適用範囲から除外している。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

(イ) 満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

(ロ) その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

②たな卸資産…主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数等は法人税法に規定する基準によっている。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

#### ②使用済燃料再処理等引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上している。

平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異のうち、電気事業会計規則附則（平成17年経済産業省令第92号）第2条に定める金額（25,266百万円）については、平成17年度から15年間にわたり営業費用として計上することとしており、平成20年度以降の計上額は毎連結会計年度均等の1,668百万円である。

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に係る見積差異は、電気事業会計規則取扱要領第81の規定により、発生翌連結会計年度から具体的な再処理計画のある使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上している。当連結会計年度末における未認識の見積差異は25,782百万円である。

#### ③使用済燃料再処理等準備引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち、当連結会計年度末に発生していると認められる額を計上している。

#### ④湯水準備引当金

湯水による損失に備えるため、電気事業法（第36条）の定める基準によって計算した限度額を計上している。

### (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

#### ①退職給付に係る会計処理方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。

##### (イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっている。

##### (ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理している。

#### ②特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっている。

### ③消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

## Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

### (会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。), 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更した。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更する。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っている。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用している。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響は軽微である。

## Ⅲ. 表示方法の変更に関する注記

### (連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記していた「固定資産売却益」は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度から営業外収益の「その他」に含めて表示することに変更した。

なお、当連結会計年度の営業外収益の「その他」に含まれる「固定資産売却益」は、44百万円である。

## Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産は、社債及び(株)日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。(1年以内に償還・返済すべき金額を含む。)

#### <担保付債務>

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 社債                | 609,141百万円 |
| 債務履行引受契約により譲渡した社債 | 40,000百万円  |
| (株)日本政策投資銀行借入金    | 146,088百万円 |

(2) 一部の連結子会社の総財産は、(株)日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。(1年以内に返済すべき金額を含む。)

#### <担保付債務>

|                |        |
|----------------|--------|
| (株)日本政策投資銀行借入金 | 230百万円 |
|----------------|--------|

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,794,811百万円

|                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| 3. 保証債務等                           |           |
| 日本原燃(株)の社債及び借入金に対する保証債務            | 44,810百万円 |
| 財形住宅融資による従業員の借入金に対する連帯保証債務         | 10,092百万円 |
| 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務                 |           |
| 北海道電力第257回社債 (引受先 (株)みずほ銀行)        | 20,000百万円 |
| 北海道電力第258回社債 (引受先 (株)三菱東京UFJ銀行)    | 20,000百万円 |
| 4. 湯水準備引当金は、電気事業法第36条の規定による引当金である。 |           |

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

|                                                                                         |              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1. 当連結会計年度末における発行済株式の総数                                                                 |              |
| 普通株式数                                                                                   | 215,291,912株 |
| A種優先株式数                                                                                 | 500株         |
| 2. 配当に関する事項                                                                             |              |
| (1) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの。<br>平成28年6月28日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案する。 |              |
| 普通株式の配当に関する事項                                                                           |              |
| 配当金の総額                                                                                  | 1,027百万円     |
| 配当金の原資                                                                                  | 利益剰余金        |
| 一株当たりの配当額                                                                               | 5円           |
| 基準日                                                                                     | 平成28年3月31日   |
| 効力発生日                                                                                   | 平成28年6月29日   |
| A種優先株式の配当に関する事項                                                                         |              |
| 配当金の総額                                                                                  | 3,657百万円     |
| 配当金の原資                                                                                  | 利益剰余金        |
| 一株当たりの配当額                                                                               | 7,781,358円   |
| 基準日                                                                                     | 平成28年3月31日   |
| 効力発生日                                                                                   | 平成28年6月29日   |

## Ⅵ. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

電気事業を行うための設備投資計画等に基づいて、必要な資金を社債の発行や金融機関からの借入れにより調達することとしており、一時的な余資は短期の預金等で運用することとしている。また、短期的な運転資金を銀行からの借入れやコマーシャル・ペーパーの発行により調達することとしている。

デリバティブ取引は、事業活動の中で生じる市場価格の変動によるリスクを回避又は軽減することを目的として行い、将来の市場価格の変動による価格差から生じる利益獲得を目的とした投機手段としての取引は行わないこととしている。

有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動によるリスクや発行体の信用リスクに晒されているが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されているが、電気供給約款等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っている。

長期借入金の一部は変動金利であり、金利の変動によるリスクに晒されているが、大部分は固定金利で調達していることから、当該リスクは限定的と考えられる。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

また、社債、借入金及び営業債務は、流動性リスクに晒されているが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理している。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていない。(注2) 参照  
(単位：百万円)

|                | 連結貸借対照表計上額 (*1) | 時 価 (*1)  | 差 額    |
|----------------|-----------------|-----------|--------|
| (1) 有価証券 (*2)  |                 |           |        |
| その他有価証券        | 11,055          | 11,055    | —      |
| (2) 現金及び預金     | 108,805         | 108,805   | —      |
| (3) 受取手形及び売掛金  | 61,055          | 61,055    | —      |
| (4) 社債 (*3)    | (609,136)       | (635,879) | 26,743 |
| (5) 長期借入金 (*3) | (627,400)       | (646,361) | 18,960 |
| (6) 短期借入金      | (52,300)        | (52,300)  | —      |
| (7) 支払手形及び買掛金  | (41,569)        | (41,569)  | —      |

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示している。

(\*2) 連結貸借対照表上「長期投資」に計上している。

(\*3) 連結貸借対照表上「1年以内に期限到来の固定負債」に計上しているものを含む。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

(2) 現金及び預金、並びに (3) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 社債

市場価格によっている。

(5) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定している。

(6) 短期借入金、並びに (7) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額 (百万円) |
|-------|------------------|
| 非上場株式 | 27,166           |
| 出資証券  | 692              |
| その他   | 5                |

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれる。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(1) 有価証券 その他有価証券」には含めていない。

Ⅶ. 一株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 一株当たり純資産額  | 644円67銭 |
| 2. 一株当たり当期純利益 | 94円49銭  |

## Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

### (A種優先株式の一部取得及び消却)

当社は、平成28年4月27日開催の取締役会において、当社が発行するA種優先株式の一部につき、当社定款第12条の8（金銭を対価とする取得条項）の規定に基づく取得及び会社法第178条に基づく消却を行うことを決議した。

#### 1. 取得の理由

当社は、平成26年7月31日に、設備投資に必要な資金の調達を円滑に進めるため、毀損が進んだ純資産の早期回復により財務基盤の安定化を図り、信用力の維持に努めることを目的として、A種優先株式500株（500億円）を発行した。

今回、平成27年度において、一定の利益を確保できたことから、A種優先株式の一部を取得し、消却する。

#### 2. 取得に係る事項の内容

- |               |                                                                                                                                               |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類 | 北海道電力株式会社A種優先株式                                                                                                                               |
| (2) 取得株式数     | 30株                                                                                                                                           |
| (3) 取得価額      | 1株当たり 108,198,907円<br>上記取得価額は、当社定款の定めに従って計算された価額となっている。<br>(基準価額算式)<br>1株当たりの金銭対価取得価額 = 1億円 + 累積未払A種優先配当金<br>+ 前事業年度未払A種優先配当金 + 当事業年度未払優先配当金額 |
| (4) 取得価額の総額   | 3,245,967,210円                                                                                                                                |
| (5) 相手方       | 株式会社日本政策投資銀行                                                                                                                                  |

#### 3. 消却に係る事項の内容

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| (1) 消却対象株式の種類 | 北海道電力株式会社A種優先株式 |
| (2) 消却株式数     | 30株             |

#### 4. 取得及び消却の日程

- |             |            |
|-------------|------------|
| (1) 株主への通知日 | 平成28年4月27日 |
| (2) 取得日     | 平成28年5月12日 |
| (3) 消却日     | 平成28年5月12日 |

#### 5. 消却後の発行済A種優先株式数

- |               |      |
|---------------|------|
| (1) 発行済株式数    | 500株 |
| (2) 今回消却予定株式数 | 30株  |
| (3) 消却後発行済株式数 | 470株 |

## Ⅸ. その他の注記

### (法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

平成28年3月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以後に解消が見込まれるものに限る）に使用する法定実効税率を変更している。また、欠損金の繰越控除制度が改正され、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から控除限度額が変更されている。なお、この変更による影響は軽微である。

# 計算書類

## 貸借対照表

平成28年3月31日現在

| 資産の部            |                  | 負債及び純資産の部      |                  |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|                 | 百万円              |                | 百万円              |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,572,629</b> | <b>固定負債</b>    | <b>1,251,364</b> |
| 電気事業固定資産        | 1,112,860        | 社債             | 579,136          |
| 水力発電設備          | 231,154          | 長期借入金          | 497,952          |
| 汽力発電設備          | 76,988           | 短期借入金          | 1,695            |
| 原子力発電設備         | 219,535          | 関係会社長期借入金      | 3,246            |
| 新エネルギー等発電設備     | 1,827            | 退職給付引当金        | 27,237           |
| 送電設備            | 2,387            | 使用済燃料再処理等引当金   | 49,333           |
| 変電設備            | 165,167          | 使用済燃料再処理等準備引当金 | 9,205            |
| 配電設備            | 92,786           | 資産除去債務         | 75,926           |
| 業務付設備           | 282,137          | 流動負債           | 7,629            |
| 貸付設備            | 338              | 1年以内に期限到来の固定負債 | 351,840          |
| <b>附帯事業固定資産</b> | <b>94</b>        | 短期借入金          | 153,671          |
| 事業外固定資産         | 3,383            | 短期借入金          | 52,000           |
| 建設仮勘定           | 147,477          | 未払金            | 27,526           |
| 除却仮勘定           | 139              | 未払費用           | 20,808           |
| <b>核加燃料</b>     | <b>158,583</b>   | 未払税金           | 37,886           |
| 加工等燃料           | 158,583          | 未払り            | 10,762           |
| 投資その他の資産        | 150,090          | 預り             | 606              |
| 長期投資            | 38,503           | 関係会社短期借入金      | 30,622           |
| 関係会社長期投資        | 31,744           | 前受金            | 17,851           |
| 使用済燃料再処理等積立金    | 48,678           | 雑流動負債          | 105              |
| 長期前払費用          | 780              | 引当金            | 1,022            |
| 前線延税金           | 4,938            | 濁水準備引当金        | 1,022            |
| 貸倒引当金(貸方)       | 25,663           | <b>負債合計</b>    | <b>1,604,226</b> |
| <b>流動資産</b>     | <b>192,461</b>   | <b>株主資本</b>    | <b>159,693</b>   |
| 現金及び預金          | 98,848           | 資本             | 114,291          |
| 売掛金             | 51,095           | 本剰余金           | 49,997           |
| 未収入金            | 744              | その他剰余金         | 49,997           |
| 貯蔵品             | 31,401           | 利益剰余金          | 13,588           |
| 前払費用            | 480              | その他利益剰余金       | 13,588           |
| 関係会社短期債権        | 3,253            | 特定災害防止準備金      | 99               |
| 延税金             | 3,283            | 繰越利益剰余金        | 13,488           |
| 雑流動資産           | 6,118            | <b>自己株式</b>    | <b>△ 18,184</b>  |
| 貸倒引当金(貸方)       | △ 2,765          | 評価・換算差額等       | 1,171            |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金   | 1,171            |
| <b>合計</b>       | <b>1,765,091</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>160,864</b>   |
|                 |                  | <b>合計</b>      | <b>1,765,091</b> |

# 損益計算書

平成27年 4月1日から  
平成28年 3月31日まで

| 費用の部            |                | 収益の部            |                |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|                 | 百万円            |                 | 百万円            |
| <b>営業費用</b>     | <b>659,557</b> | <b>営業収益</b>     | <b>695,719</b> |
| 電気事業営業費用        | 659,405        | 電気事業営業収益        | 695,219        |
| 水力発電費           | 24,934         | 電灯料             | 291,624        |
| 水汽力発電費          | 201,080        | 電販電力料           | 346,250        |
| 原子力発電費          | 78,153         | 地帯間販売電力料        | 142            |
| 内燃力発電費          | 7,292          | 他社販売電力料         | 5,033          |
| 新エネルギー等発電費      | 2,215          | 託送収益            | 5,328          |
| 地帯間購入電力料        | 581            | 事業者間精算収益        | 16             |
| 他社購入電力料         | 107,907        | 再エネ特措法交付金       | 41,733         |
| 送電費             | 37,402         | 電気事業雑収          | 5,069          |
| 変電費             | 19,078         | 貸付設備収           | 20             |
| 配電費             | 65,263         |                 |                |
| 販賣設備費           | 26,489         |                 |                |
| 一般設備管理費         | 3              |                 |                |
| 再エネ特措法納付金       | 31,390         |                 |                |
| 電源開発促進税         | 39,245         |                 |                |
| 事業用電力費振替勘定(貸方)  | 11,115         |                 |                |
|                 | 7,284          |                 |                |
|                 | △ 32           |                 |                |
| <b>附帯事業営業費用</b> | <b>151</b>     | <b>附帯事業営業収益</b> | <b>500</b>     |
| 住宅電化設備貸事業営業費用   | 71             | 住宅電化設備貸事業営業収益   | 222            |
| 光ファイバ心線貸し事業営業費用 | 52             | 光ファイバ心線貸し事業営業収益 | 136            |
| 不動産賃貸事業営業費用     | 27             | 不動産賃貸事業営業収益     | 141            |
|                 | (36,162)       |                 |                |
| <b>営業外費用</b>    | <b>17,848</b>  | <b>営業外収益</b>    | <b>2,924</b>   |
| 財務費用            | 16,471         | 財務収益            | 2,079          |
| 支払利息            | 16,204         | 受取配当金           | 867            |
| 社債発行費           | 267            | 受取配利息           | 1,211          |
| <b>事業外費用</b>    | <b>1,376</b>   | <b>事業外収益</b>    | <b>845</b>     |
| 固定資産売却損失        | 7              | 固定資産売却益         | 35             |
| 雑損              | 1,369          | 雑収              | 809            |
| <b>当期経常費用合計</b> | <b>677,405</b> | <b>当期経常収益合計</b> | <b>698,644</b> |
| <b>当期経常利益</b>   | <b>21,238</b>  |                 |                |
| 濁水準備金引当又は取崩し    | 1,022          |                 |                |
| 濁水準備金引当         | 1,022          |                 |                |
| <b>税引前当期純利益</b> | <b>20,216</b>  |                 |                |
| 法人税等            | 3,116          |                 |                |
| 法人税等            | 1,685          |                 |                |
| 法人税等調整額         | 1,431          |                 |                |
| <b>当期純利益</b>    | <b>17,099</b>  |                 |                |

# 株主資本等変動計算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

(単位 百万円)

|                             | 株 主 資 本 |                |               |               |              |         | 評価・換算<br>差 額 等 | 純 資 産<br>合 計 |             |
|-----------------------------|---------|----------------|---------------|---------------|--------------|---------|----------------|--------------|-------------|
|                             | 資 本 金   | 資本剰余金          | 利 益 剰 余 金     |               |              | 自己株式    |                |              | 株主資本<br>合 計 |
|                             |         | その他資本<br>剰 余 金 | その他利益剰余金      |               | 利益剰余金<br>合 計 |         |                |              |             |
|                             |         |                | 特定災害<br>防止準備金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |         |                |              |             |
| 当事業年度期首残高                   | 114,291 | 49,998         | 91            | △ 3,602       | △ 3,511      | △18,167 | 142,611        | 4,890        | 147,501     |
| 当事業年度変動額                    |         |                |               |               |              |         |                |              |             |
| 特定災害防止準備金の積立                |         |                | 7             | △ 7           | —            |         | —              |              | —           |
| 当期純利益                       |         |                |               | 17,099        | 17,099       |         | 17,099         |              | 17,099      |
| 自己株式の取得                     |         |                |               |               |              | △ 18    | △ 18           |              | △ 18        |
| 自己株式の処分                     |         | △ 0            |               |               |              | 1       | 0              |              | 0           |
| 株主資本以外の項目の<br>当該事業年度変動額(純額) |         |                |               |               |              |         |                | △ 3,718      | △ 3,718     |
| 当事業年度変動額合計                  | —       | △ 0            | 7             | 17,091        | 17,099       | △ 16    | 17,082         | △ 3,718      | 13,363      |
| 当事業年度末残高                    | 114,291 | 49,997         | 99            | 13,488        | 13,588       | △18,184 | 159,693        | 1,171        | 160,864     |

# 個別注記表

平成27年 4月 1日から  
平成28年 3月31日まで

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

#### (2) 貯蔵品…石炭、燃料油、バイオマス燃料及び一般貯蔵品は総平均法、特殊品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定率法、無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数等は法人税法に規定する基準によっている。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

#### (3) 使用済燃料再処理等引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち、当事業年度末に発生していると認められる額を計上している。

平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異のうち、電気事業会計規則附則（平成17年経済産業省令第92号）第2条に定める金額（25,266百万円）については、平成17年度から15年間にわた

り営業費用として計上することとしており、平成20年度以降の計上額は毎事業年度均等の1,668百万円である。

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に係る見積差異は、電気事業会計規則取扱要領第81の規定により、発生翌事業年度から具体的な再処理計画のある使用済燃料が発生する期間にわたり営業費用として計上している。当事業年度末における未認識の見積差異は25,782百万円である。

(4) 使用済燃料再処理等準備引当金

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用の見積額のうち、当事業年度末に発生していると認められる額を計上している。

(5) 漏水準備引当金

漏水による損失に備えるため、電気事業法（第36条）の定める基準によって計算した限度額を計上している。

4. その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(2) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）に基づき、原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間に安全貯蔵予定期間を加えた期間にわたり、定額法により費用計上する方法によっている。

(3) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

II. 会計方針の変更に関する注記

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更した。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の財務諸表に反映させる方法に変更する。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用している。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響はない。

### Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 当社の総財産は、社債及び(株)日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。(1年以内に償還・返済すべき金額を含む。)

|                   |            |
|-------------------|------------|
| 社債                | 609,141百万円 |
| 債務履行引受契約により譲渡した社債 | 40,000百万円  |
| (株)日本政策投資銀行借入金    | 146,088百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,691,095百万円

#### 3. 保証債務等

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| ほくでんエコエナジー(株)の借入金に対する連帯保証債務     | 230百万円    |
| 日本原燃(株)の社債及び借入金に対する保証債務         | 44,810百万円 |
| 財形住宅融資による従業員の借入金に対する連帯保証債務      | 10,092百万円 |
| 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務              |           |
| 北海道電力第257回社債 (引受先 (株)みずほ銀行)     | 20,000百万円 |
| 北海道電力第258回社債 (引受先 (株)三菱東京UFJ銀行) | 20,000百万円 |

4. 関係会社に対する長期金銭債権 14,534百万円

    関係会社に対する短期金銭債権 2,655百万円

    関係会社に対する長期金銭債務 3,246百万円

    関係会社に対する短期金銭債務 32,086百万円

#### 5. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

|             |                 |        |
|-------------|-----------------|--------|
| 光ファイバ心線貸し事業 | 専用固定資産          | 14百万円  |
|             | 他事業との共用固定資産の配賦額 | 275百万円 |
|             | 合 計             | 290百万円 |
| 不動産賃貸事業     | 専用固定資産          | 79百万円  |
|             | 他事業との共用固定資産の配賦額 | 1百万円   |
|             | 合 計             | 79百万円  |

6. 湯水準備引当金は、電気事業法第36条の規定による引当金である。

### Ⅳ. 損益計算書に関する注記

|                  |    |           |
|------------------|----|-----------|
| 関係会社との営業取引による取引高 | 費用 | 86,134百万円 |
|                  | 収益 | 1,457百万円  |
| 関係会社との営業取引以外の取引高 |    | 132百万円    |

### Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

|                  |            |
|------------------|------------|
| 当事業年度末における自己株式の数 | 9,755,611株 |
|------------------|------------|

## VI. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                |             |
|----------------|-------------|
| 繰延税金資産         |             |
| 繰越欠損金          | 71,937百万円   |
| 減価償却費損金算入限度超過額 | 12,218百万円   |
| 退職給付引当金        | 6,255百万円    |
| 資産除去債務否認額      | 7,059百万円    |
| その他            | 17,167百万円   |
| 繰延税金資産小計       | 114,639百万円  |
| 評価性引当額         | △ 81,524百万円 |
| 繰延税金資産合計       | 33,114百万円   |
| 繰延税金負債         |             |
| 資産除去債務相当資産     | △ 3,673百万円  |
| その他有価証券評価差額金   | △ 454百万円    |
| その他            | △ 38百万円     |
| 繰延税金負債合計       | △ 4,167百万円  |
| 繰延税金資産の純額      | 28,947百万円   |

(法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

平成28年3月29日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)が国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以後に解消が見込まれるものに限る)に使用する法定実効税率を変更している。また、欠損金の繰越控除制度が改正され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から控除限度額が変更されている。なお、この変更による影響は軽微である。

## VII. リースにより使用する固定資産に関する注記

リースにより使用している固定資産の主なものは業務設備に相当するものである。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

| 属性  | 会社等の名称    | 議決権の所有(被所有)割合               | 関連当事者との関係    | 取引の内容      | 取引金額   | 科目       | 当事業年度末残高 |
|-----|-----------|-----------------------------|--------------|------------|--------|----------|----------|
| 子会社 | 北海電気工事(株) | 所有<br>直接 52.79%<br>間接 0.19% | 電気・電気通信工事の委託 | 建設工事の請負代ほか | 27,796 | 関係会社短期債務 | 5,816    |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 一般的取引と同様の条件で、市場価格等を勘案し、契約している。
- 2 取引金額及び期末残高には、消費税等が含まれている。

Ⅸ. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額 520円55銭
2. 一株当たり当期純利益 74円17銭

Ⅹ. 重要な後発事象に関する注記

(A種優先株式の一部取得及び消却)

当社は、平成28年4月27日開催の取締役会において、当社が発行するA種優先株式の一部につき、当社定款第12条の8(金銭を対価とする取得条項)の規定に基づく取得及び会社法第178条に基づく消却を行うことを決議した。

1. 取得の理由

当社は、平成26年7月31日に、設備投資に必要な資金の調達を円滑に進めるため、毀損が進んだ純資産の早期回復により財務基盤の安定化を図り、信用力の維持に努めることを目的として、A種優先株式500株(500億円)を発行した。

今回、平成27年度において、一定の利益を確保できたことから、A種優先株式の一部を取得し、消却する。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 北海道電力株式会社A種優先株式
- (2) 取得株式数 30株
- (3) 取得価額 1株当たり 108,198,907円  
上記取得価額は、当社定款の定めに従って計算された価額となっている。  
(基準価額算式)  
1株当たりの金銭対価取得価額 = 1億円 + 累積未払A種優先配当金 + 前事業年度未払A種優先配当金 + 当事業年度未払優先配当金額
- (4) 取得価額の総額 3,245,967,210円
- (5) 相手方 株式会社日本政策投資銀行

3. 消却に係る事項の内容

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| (1) 消却対象株式の種類 | 北海道電力株式会社A種優先株式 |
| (2) 消却株式数     | 30株             |

4. 取得及び消却の日程

- |             |            |
|-------------|------------|
| (1) 株主への通知日 | 平成28年4月27日 |
| (2) 取得日     | 平成28年5月12日 |
| (3) 消却日     | 平成28年5月12日 |

5. 消却後の発行済A種優先株式数

- |               |      |
|---------------|------|
| (1) 発行済株式数    | 500株 |
| (2) 今回消却予定株式数 | 30株  |
| (3) 消却後発行済株式数 | 470株 |

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

北海道電力株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 篠河清彦 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 白羽龍三 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 片岡直彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北海道電力株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

北海道電力株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 篠河清彦 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 白羽龍三 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 片岡直彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北海道電力株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、計画、職務の分担等に従い、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を調査いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から、金融庁の行政処分を受け業務改善計画を提出したとの報告を受け、その計画の概要及び実施状況について説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、泊発電所の安全対策の取組みについて、新規制基準への対応も含め、引き続き確認してまいります。

平成28年5月11日

北海道電力株式会社 監査役会

|           |           |
|-----------|-----------|
| 常任監査役（常勤） | 本 間 公 祐 ㊟ |
| 常任監査役（常勤） | 阿 部 幹 司 ㊟ |
| 監 査 役     | 市 川 茂 樹 ㊟ |
| 監 査 役     | 長谷川 淳 ㊟   |
| 監 査 役     | 下 村 幸 弘 ㊟ |

(注) 監査役 市川茂樹、監査役 長谷川淳及び監査役 下村幸弘は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。